

令和5年度
包括外部監査の結果に関する報告書
(概要版)

産業振興に関わる
財務事務の執行について

令和6年3月
横須賀市包括外部監査人
公認会計士 細野 和寿

目次

第1章 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 監査する事件（監査テーマ）	1
(2) 監査する事件（監査テーマ）の選定理由	1
(3) 外部監査対象年度	2
(4) 監査対象部	2
3. 外部監査実施期間	2
4. 包括外部監査人補助者	2
5. 利害関係	2
第2章 横須賀市の現状	3
1. 横須賀市の人口推移、少子高齢化の進行状況	3
(1) 横須賀市の人口推移	3
(2) 少子化の進行状況	3
(3) 高齢化の進行状況	3
2. 人口推計をベースとした将来の経済推計	3
3. 地域経済の課題	3
(1) 域内の「ひと」を対象とする事業所の縮小	3
(2) 事業経営者の高齢化と承継問題	3
4. 横須賀市の産業振興施策の概要と特徴	3
(1) 横須賀再興プラン 2022-2025	3
(2) 横須賀市中小企業振興プラン（第3期）	3
5. 経済部の概要	3
(1) 経済部の組織図・分掌事務について	3
(2) 経済部所管の外郭団体	3
第3章 監査の方針及び監査対象の決定	4
1. 監査の基本的な方針	4
2. 監査対象事業の選定	4
3. 監査要点	6
4. 監査手続	7
第4章 外部監査の結果及び意見（総論）	9
1. 全庁的な結果・意見について	9
2. 監査の結果及び意見の一覧	22
第5章 外部監査の結果及び意見（各論）	24
I 経済企画課	24
No1 勤労者福利事業	24
No2 一般労政事業	26

No3	勤労福祉会館管理運営事業	28
No4	雇用促進事業	30
No5	経済関係団体支援事業	31
No6	一般事務費	32
No7	事業継続支援事業	46
No8	生産性向上推進事業	48
No9	人材確保支援事業	49
No10	中小企業等金融対策事業	50
No11	産業交流プラザ管理運営事業	51
II	企業誘致・工業振興課	53
No12	企業等立地促進事業	53
No13	横須賀リサーチパーク推進事業	54
No14	工業振興対策事業	55
No15	久里浜工業団地地盤沈下対策事業	56
III	創業・新産業支援課	57
No16	スタートアップ推進事業	57
No17	新産業集積推進事業	59
IV	農水産業振興課	63
No18	農畜産業振興補助事業	63
No19	よこすか野菜魅力発信事業	65
No20	農業施設管理事業	66
No21	一般事務費	67
No22	漁業共済掛金補助金	68
No23	漁業協同組合員貸付資金預託金	70
No24	よこすか海の幸魅力発信事業	71
V	農業委員会事務局	72
No25	農業委員関係費	72
No26	農業委員会運営事業	73

(注) 本報告書における記載内容の留意点

1. 端数処理について

金額は原則として単位未満を四捨五入して表示している。
報告書中の表の合計値は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

2. 監査の結果及び意見について

本報告書において、「監査の結果」とは、「法令や条例等への遵法性からは是正すべきものの」、「改善が必要であるが条例及び組織体制の変更等が必要なもの」、「事業事務の効率性や経済性の観点から特に改善を要すべきもの」等の観点から検出した事項である。

また、「監査の意見」とは、不正・不当事項ではないが住民への説明責任上対応することが望ましいあるいは将来のために改善していくことが望ましいと考えられるもの、行政運営上の改善のために参考となる提言等である。

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項の規定並びに外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件

(1) 監査する事件（監査テーマ）

産業振興に関わる財務事務の執行について

(2) 監査する事件（監査テーマ）の選定理由

横須賀市は、首都圏に位置している都市の中では、早くから人口減少が表面化している。「横須賀再興プラン 2018～2021【2021年度改訂版】」では、この人口減少・少子高齢化の進展が、今後、市民生活の様々な面で影響を及ぼすことが予想され、横須賀市の現状である「閉塞感・停滞感の蔓延」の要因であると分析されている。

少子化の原因としては、未婚化や晩婚化、核家族化などの家族形態の変化、共働き家庭の増加などの就労形態の変化、地域のつながりの希薄化など様々であるが、経済状況の低迷も少子化の原因の1つと言われている。この経済状況の低迷は、人口減少が消費の減少による市場の縮小を招き、市場の縮小による経済状況の悪化が更なる少子化を招くという負のスパイラルに陥る危険性がある。

こうした中で、「横須賀再興プラン 2022～2025」では、5つの最重点施策の1つとして経済・産業の再興を掲げ、雇用促進事業や生産性向上推進事業などの事業に予算を積極的に配分していくことで、産業振興を推進していくこととしている。

令和4年度（2022年度）の包括外部監査は、「横須賀再興プラン 2022～2025」の最重点施策の1つである「子育て・教育環境の再興」に着眼し、「子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行について」をテーマとして主に妊娠中から小学校入学前までの子ども・子育て支援施策を対象としたが、令和5年度（2023年度）の包括外部監査では、同じ「横須賀再興プラン 2022～2025」の最重点施策の1つであり、人口減少・少子化とも上記のように関連している「経済・産業の再興」に着眼した。

また、人工知能（AI）、ロボット、IoT等の急速な技術の進歩、ビッグデータ等の活用により、今後、日本の社会経済・潮流が大きく変化していくことが予想されるが、これは横須賀市においても例外ではない。このような新たな技術に対して、横須賀市の産業振興施策・事業がどのように対応していくかについての市民の関心は高いと考えられる。

横須賀市は、産業振興に関して様々な施策・事業を展開しており、包括外部監査において、産業振興に係わる財務事務の執行が法令等に準拠して適正に行われているかどうか、また、経済的・効率的かつ有効性をもって行われているかを検証する意義は高いと考えた。

なお、横須賀市の過去の包括外部監査において、産業振興に関連するテーマは、令和2年度（2020年度）に「観光及び港湾に関連する財務事務の執行」をテーマに当時の文化スポーツ観光部、みなと振興部及び財務部が所管する事業が選定されているが、経済部が所管する事業については過去にテーマとして選定されていないことから、令和5年度

(2023 年度) の包括外部監査の事件 (テーマ) として有意義であると判断した。

よって、経済部を監査対象とした産業振興に係わる財務事務の執行を令和 5 年度 (2023 年度) の包括外部監査における特定の事件 (テーマ) として選定した。

(3) 外部監査対象年度

原則として、令和 4 年度 (2022 年度) とするが、必要に応じて、他の年度についても監査対象とする。

(4) 監査対象部

横須賀市経済部

3. 外部監査実施期間

令和 5 年 (2023 年) 7 月 1 日から令和 6 年 (2024 年) 3 月 31 日まで

4. 包括外部監査人補助者

公認会計士	梁瀬	亮
公認会計士	米谷	直晃
公認会計士	青木	聖太
公認会計士	高橋	由佳
公認会計士	藤井	祐介
公認会計士	茨木	彩夏
公認会計士	浦葉	翔太
公認会計士試験合格者	飯島	春菜

5. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 横須賀市の現状

1. 横須賀市の人口推移、少子高齢化の進行状況

(1) 横須賀市の人口推移
<省略>

(2) 少子化の進行状況
<省略>

(3) 高齢化の進行状況
<省略>

2. 人口推計をベースとした将来の経済推計 <省略>

3. 地域経済の課題

(1) 域内の「ひと」を対象とする事業所の縮小
<省略>

(2) 事業経営者の高齢化と承継問題
<省略>

4. 横須賀市の産業振興施策の概要と特徴

(1) 横須賀再興プラン 2022-2025
<省略>

(2) 横須賀市中小企業振興プラン（第3期）
<省略>

5. 経済部の概要

(1) 経済部の組織図・分掌事務について
<省略>

(2) 経済部所管の外郭団体
<省略>

第3章 監査の方針及び監査対象の決定

1. 監査の基本的な方針

包括外部監査は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することで地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高めるために導入された。包括外部監査人は、事務の執行が予算や法令等に従って適正に行われているかどうかを、主として合規性の観点から、独立した第三者として監査することとされている。

また、一方で監査を行うに当たっては、当該事務の執行の有効性、経済性、効率性の観点から意見を提出することができるかとされている。

したがって、監査においては法令その他規則への合規性監査に重点を置くが、コストを抑えつつより大きな効果をあげるよう努めているか、より効率的な方法が取られているか、といった、いわゆる3E（有効性、経済性、効率性）の視点も重要事項ととらえ、監査を実施した。

2. 監査対象事業の選定

経済部が令和4年度（2022年度）において所管している事業は、全38事業、支出決算額は合計で2,419百万円である。限られた時間で、深度ある監査を効果的かつ効率的に行うためには監査範囲を限定する必要がある。そこで、以下の条件を設定し、監査対象事業の絞り込みを行った。

<条件 金額基準>

支出決算額が100万円以上の事業を対象とする。

上記の抽出条件で監査対象事業を選定した結果、全26事業、合計2,416百万円の事業を監査対象事業として選定した。金額ベースで、経済部が所管する全事業の99.9%をカバーしている。

監査対象事業の一覧は、次の図表3-3-1を参照されたい。

図表 3-3-1 監査対象事業一覧

No	事業名	所管課	支出決算額 (令和4年度) 単位：千円	横須賀再興 プラン
1	勤労者福利事業	経済企画課	226,016	
2	一般労政事業	経済企画課	1,891	
3	勤労福祉会館管理運営事業	経済企画課	95,653	
4	雇用促進事業	経済企画課	8,252	●
5	経済関係団体支援事業	経済企画課	24,499	
6	一般事務費	経済企画課	1,564	
7	事業継続支援事業	経済企画課	84,668	●
8	生産性向上推進事業	経済企画課	15,713	●
9	人材確保支援事業	経済企画課	5,033	●
10	中小企業等金融対策事業	経済企画課	1,512,443	●
11	産業交流プラザ管理運営事業	経済企画課	48,057	
12	企業等立地促進事業	企業誘致・工業振興課	138,288	●
13	横須賀リサーチパーク推進事業	企業誘致・工業振興課	35,897	●
14	工業振興対策事業	企業誘致・工業振興課	25,804	●
15	久里浜工業団地地盤沈下対策事業	企業誘致・工業振興課	2,740	
16	スタートアップ推進事業	創業・新産業支援課	19,648	●
17	新産業集積推進事業	創業・新産業支援課	34,964	●
18	農畜産業振興補助事業	農水産業振興課	28,546	
19	よこすか野菜魅力発信事業	農水産業振興課	3,945	●
20	農業施設管理事業	農水産業振興課	6,400	
21	一般事務費	農水産業振興課	3,919	
22	漁業共済掛金補助金	農水産業振興課	1,507	
23	漁業協同組合員貸付資金預託金	農水産業振興課	80,000	
24	よこすか海の幸魅力発信事業	農水産業振興課	2,116	●
25	農業委員関係費	農業委員会事務局	5,485	
26	農業委員会運営事業	農業委員会事務局	3,065	
合計			2,416,113	

(注)「横須賀再興プラン 2022-2025」で位置づけられた主要事業に●を付けている。

(出典：横須賀市提供資料をもとに監査人作成)

3. 監査要点

監査を実施するうえで、合規性及び3E（有効性、経済性、効率性）の観点から、監査要点を以下のように設定した。

① 合規性

各種規定等に準拠して業務を実施しているか。

(例示)

- ・ 予算や決算数値が正しく作成されているか。
- ・ 事業目的と関連しない予算執行はないか。
- ・ 契約は財務規則等に沿って行われているか。
- ・ 契約相手先選定の基準は明確か。
- ・ 備品や公有財産の管理は規則に沿って適切に行われているか。
- ・ 現金管理は適切に行われているか。
- ・ 補助金等の交付にかかる事務手続は法律、条例、諸規則及び補助金交付要綱などに準拠しているか。
- ・ 補助金等が補助対象外の事業または経費に充当されていないか。
- ・ 補助金等の交付を受ける団体の組織、財政状態、活動内容等は補助対象として適切か。また、特定の団体や個人に対する優遇措置となっていないか。
- ・ 指定管理者の選定は妥当か。
- ・ 指定管理者の実施する業務は協定書・仕様書等に照らし適切か。
- ・ 指定管理者に対する横須賀市のモニタリングは適切か。
- ・ 結果的に特定の地域や業界の利益のみが優先され、他の地域や業界との間に著しい不公平が生じていないか。
- ・ その他、事業に係る事務の実行は関連法令等に準拠しているか。

② 事業の有効性

目的に見合った成果が現れているか。

(例示)

- ・ 事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確になっているか。
- ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・ 事務事業の数値目標は、横須賀再興プラン等の上位計画と整合するように設定され、計画の進捗管理が行われているか。
- ・ 事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合い、反省点は具体的に評価・分析されているか。また、評価・分析結果は次年度以降の予算編成等に活用されているか。
- ・ 事業の実施において収集された情報は、担当部局以外の関連部署と適切に共有される仕組みとなっているか。
- ・ 長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・ 所期の目的が達成されているにもかかわらず漫然と支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず、事業内容が見直されることもなく、漫然と支出され続けているものはないか。
- ・ 財源に国または県の支出金等がある事業についても、横須賀市として有効性等を勘案し主体的に事業を実施しているか。

③ 事業の経済性、効率性

無駄な支出になっていないか、より少ない資源で成果を出しているか、財源確保に努めているか。

(例示)

- ・ 事業費の積算見積は適切に行われているか。
- ・ 経済的かつ効率的な事務を追求しているか。
- ・ 本来横須賀市が負担すべきではない、負担を避けられるコストについて負担していないか。
- ・ 契約事務において相見積もりを実施するなど、契約金額の低減努力がなされているか。
- ・ 事業の実施方法として、横須賀市の直営か民間事業者への委託又は指定管理者制度かを適切に選択しているか。
- ・ 他の事業との重複はないか。
- ・ 年度末に不必要な予算消化をしていないか。
- ・ 費用対効果を勘案のうえ事業を実施しているか。
- ・ 貸付金や未収金等の回収は適切に行われているか。
- ・ 受益者負担の見直しの必要性はないか。

4. 監査手続

前述「3. 監査要点」に記載した監査要点を検討するために実施した監査手続は以下のとおりである。

- ① 監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧するとともに、これらの資料について、事業を所管する部署にヒアリングを行い、事業の概要を把握した。
- ② 支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等との整合性・合规性、及び、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検討した。
- ③ 貸付金及び未収金などの債権の回収業務の合理性を検討するため、関係資料の閲覧、質問等を実施した。
- ④ 法令等に実施根拠がある事業について、法令等に関する情報を入手し、事業実施内容の合规性を検討した。
- ⑤ 事業の実施報告書、議事録及び利用者アンケート等の関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業実績の検討を実施した。
- ⑥ 事業の成果指標の有無、達成状況及び改善施策を、担当者への質問、関連書類の閲覧等により検討した。また、成果指標ではない利用件数などのアウトプットについても、利用件数の推移状況等を把握し、利用者数等の改善施策等について、担当者への質問等により検討した。
- ⑦ 市が実施する事務手続が、ルールに従って適切に行われているか、誤謬が事前に防止されるような内部統制が構築されているかという視点から、資料の閲覧、担当者への質問を実施した。
- ⑧ 委託業務の契約相手先、補助金等の交付相手先、指定管理者の会計記録・業務実施報告書等を適時閲覧・精査し、委託契約書、補助金要綱、協定書等との整合性を確認した。
- ⑨ 経済部が所管する指定管理者制度導入済みの公共施設（貸館施設）へ往査し、指定管理者への質問、施設（建物・設備）の状況や業務実施状況の観察、現場にある書類の閲覧等を実施し、施設や事業の実施状況等を把握した。
- ⑩ 経済部が所管する貸館施設の受益者負担額に見直しが必要ないか検討した。

- ⑪経済部が所管する外郭団体へ往査し、事業の実施状況、課題及び対応方法等をヒアリングし、現地調査、外郭団体が保有する監査対象事業に関連する書類の閲覧等を実施し、事業の実施状況等を把握した。
- ⑫検出事項（結果・意見）を発見した場合には、氷山の一角の可能性もあるため、必要に応じて他に同様の事象が起きていないか、横須賀市の全庁的な問題点が無いかも検討した。

第4章 外部監査の結果及び意見（総論）

1. 全庁的な結果・意見について

全部で26ある監査対象事業を監査した内容（各論）については、第5章で詳述する。ここでは、総論として、個別事業の監査をした中で気づいた全庁的な問題点（意見）を記載する。

【意見1】 成果指標の設定と事業の見直し

（現状と課題）

事業の有効性を検討する観点から、各事業においてKPI（重要業績評価指標）等の成果指標が適切に設定されているかを検討した。

適切な成果指標を設定することで、例えば目標が未達成に終わった場合に、課内で事業のやり方を見直す議論のきっかけになることが期待される。また、例えば予算編成時に財政当局と成果指標及び達成状況を共有することで、事業そのものの必要性や事業の見直しに関する建設的な議論が促されることで、結果として限られた予算の適正配分につながることも期待される。

横須賀市としても、適切な成果指標を設定することを各課に推奨していると伺っており、経済部の事業でも令和3年度（2021年度）から、成果指標の設定がされている事業が多くみられた。

しかしながら、No1 勤労者福利事業、No7 事業継続支援事業、No9 人材確保支援事業及びNo16 スタートアップ推進事業のように、成果指標が設定されているが改善の余地のある事業、No2 一般労政事業のように、成果指標が設定されていないため「監査の意見」とした事業が検出されている。

前期（令和4年度）の監査でも、成果指標の設定については指摘したが、今回の監査を通じて、改めて各事業において適切なKPI等の成果指標を設定することが全庁的な課題であると感じたため、総論で意見として記載することとした。

（意見）

成果指標の重要性に鑑み、今回、個別に意見を記載した事業以外でも、適切な成果指標を設定し、成果指標に基づく事業の有効性の評価及び見直しが行われているかについて、全庁的に検討を実施することが望ましい。

なお、「横須賀再興プラン2022-2025」には、重要業績指標（KPI）と令和7年度（2025年度）の目標値が設定されている。個別事業の成果指標は、横須賀再興プランのKPIを意識して設定することで、横須賀再興プランの進捗管理にも使えるようになると考えられるので、留意されたい。

図表 4-1-1 「横須賀再興プラン 2022-2025」に記載の KPI（例示である）

○重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値	目標値 (2025年度)
よこすか野菜がメディアに取り上げられた件数 市が行う、メディアに向けたよこすか野菜のPR・ 情報発信に対し、取り上げられた件数	7件 (2021年度)	15件
関係団体への補助件数 よこすか海の幸魅力発信事業における、補助の実 施件数	6件 (2020年度)	6件

出所：「横須賀再興プラン 2022-2025」

【意見 2】 事業開始から長期間経過している事業の効果測定と見直しについて
(現状と課題)

経済部が所管している事業には、事業開始から長期間経過している事業がいくつ
か存在するが、これらの事業の中に、図表 4-1-2 に記載のような事案が発見されて
いる（結果・意見の詳細は各論を参照されたい）。

事業開始から長期間経過している事業は、事業開始時点では正当な目的があつた
としても、時代の移り変わりにより、今日では存在意義が疑わしくなっていること
もあり得る。また、事業の目的は失われていなくても、その手段としての事業内容
が時代に合わなくなっている可能性がある。

(意見)

特に事業開始から長期間経過している事業は、現時点での存在意義や、事業内容
に見直しが必要無いか、検討すべきである。

図表 4-1-2 事業開始から長期間経過している事業で、発見した事案の概要

事業名	事業開始年度	金額	発見した事案の概要
No2 一般労政事業	不明	1,891 千円	<p>一般労政事業は、横須賀三浦地域労働組合総連合、三浦半島地域労働福祉協議会が行う文化体育事業に対する事業費について、補助対象事業に要する経費の 1/3 以内を補助するものである。</p> <p>事業開始時期は不明だが、相当昔であると推定される。当事業で横須賀市民が受益するには、勤労者であったとしても、横須賀三浦地域労働組合総連合、三浦半島地域労働福祉協議会のどちらかの労働組合に属している必要がある。</p> <p>全国的に労働組合の組織率は年々減少しており、横須賀市においても、働き方の多様化により、今日では労働組合に属さない勤労者の方が多いと推測され、予算を減額しているとはいえ、特定の労働組合に対してのみ補助金を支出することは、公平性の観点で課題が生じてきている可能性がある。</p>
No18 農畜産業振興補助事業の、「環境保全型農業推進事業補助金」	平成 4 年 (1992 年)	637 千円	<p>環境保全型農業推進事業補助金は、緑肥栽培に関する種代や耕作費用の一部を補助するものである。</p> <p>補助金の目的は、緑肥の利用を通じて、土壌の改善を促進し、横須賀市内の農家における環境保全型農業の認知度向上を目指している。</p> <p>補助金の目的が緑肥栽培の推進であるならば、その効果測定を行うべきであるが、平成 4 年 (1992 年) の事業開始から現在まで、横須賀市は「補助金を支給した農家の緑肥実施面積 (アウトプット)」は集計しているが、「横須賀市全体の緑肥実施面積の拡大状況 (アウトカム)」は確認していない状況である。</p>
No22 漁業共済掛金補助金	昭和 62 年 (1987 年)	1,507 千円	<p>横須賀市は、漁業経営の安定を図るため漁業共済への加入促進及び維持継続を目的として漁業共済加入者負担額の一部補助を行っている。</p> <p>漁業共済への加入促進及び維持継続が補助金の目的であれば、その効果を測定すべきであると考えるが、昭和 62 年 (1987 年) の事業開始から現在まで、漁業共済への加入促進及び維持継続という目的がどの程度達成されているか、効果測定を実施していない。</p>

(注) 金額は、令和 4 年度の決算額を記載している。

【意見3】 「公の施設の使用料に関する基本方針」に基づく使用料の算定方法について
(現状)

今回の監査では、事業の経済性及び効率性を検討する観点から、使用料を徴収している貸館施設について、使用料が、横須賀市の「公の施設の使用料に関する基本方針（令和元年（2019年）7月）」に沿って適切に設定されているかを検討した。

検討する過程で、「公の施設の使用料に関する基本方針」で定めている使用料算定方法そのものに対する気づき事項を発見したが、経済部以外の部局が所管する貸館施設にも影響するため、全庁的な問題点を取り扱っている総論で「意見」として記載することにした。

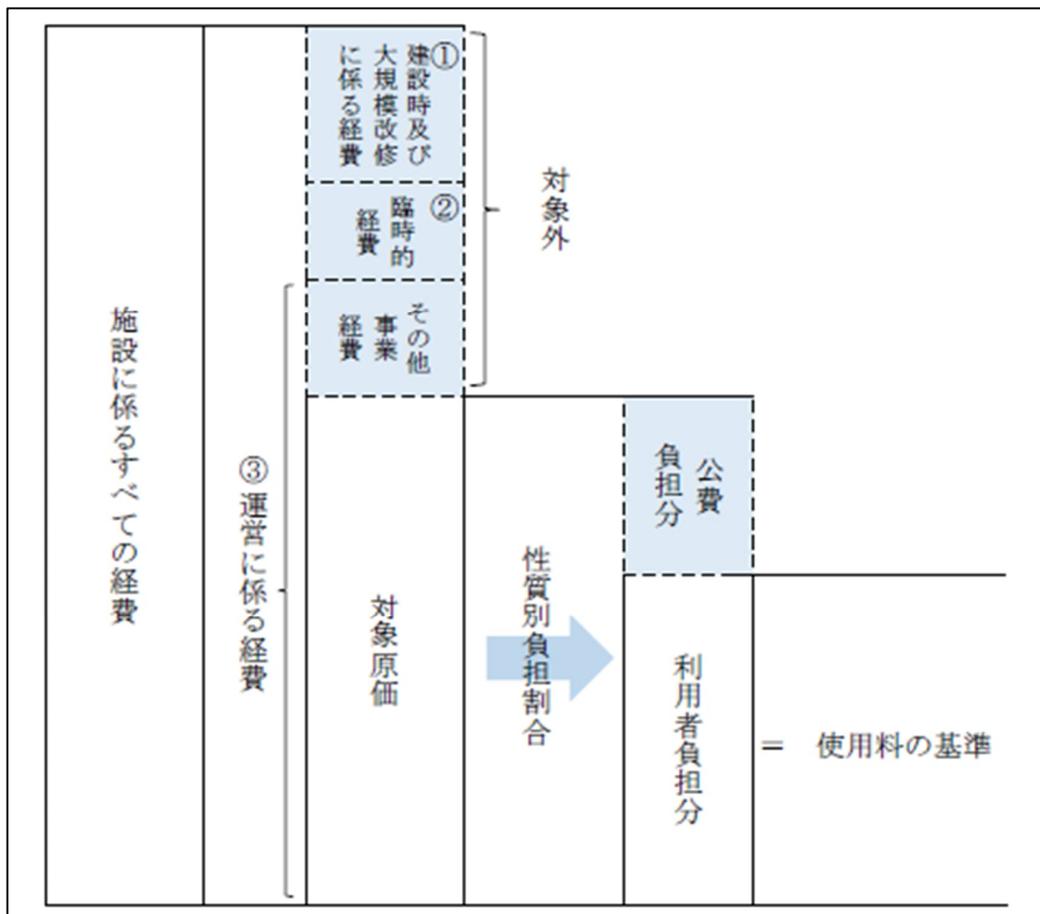
各論では、No3 勤労者福祉会館管理運営事業、No11 産業交流プラザ管理運営事業で、使用料に関連する「意見」を各々記載しているので、併せて参照されたい。

まず、現状として横須賀市の使用料算定方法を説明する。

横須賀市は、従来、使用料について、算定方法や改定時期などについて統一した基準が存在せず、個々の施設ごとに算定してきたが、令和元年（2019年）7月に「公の施設の使用料に関する基本方針」を制定し、横須賀市の統一的な基準として、公の施設の使用料に関する基本的な考え方を定めた。

「公の施設の使用料に関する基本方針」では、使用料の算定にあたって、施設に係る全ての経費から、①建設時及び大規模改修に係る経費、②災害等により臨時的に発生した経費、③横須賀市が開催する講座やイベントなど通常の施設利用以外の「その他事業に係る経費」を除いた部分（以下、「対象原価」という。）について、利用者に負担を求めることを原則としている。

図表 4-1-3 使用料の基準のイメージ図



(出所：公の施設の使用料に関する基本方針)

また、公費負担と利用者負担の割合を適正なものとするため、対象原価に、施設ごとの設置目的等に応じた「施設の性質別負担割合」を乗じて、使用料を算出している。

図表 4-1-4 施設の性質別負担割合について

ア 施設の性質 : 公が運営すべきか、市場代替性があるか
イ 施設の機能 : 市民生活上、基礎的なものか、選択的なものか

利用者負担割合

【施設の性質】 ↑ 公共的 ↓ 市場的	A	50%	25%	0%
	B	75%	50%	25%
	C	100%	75%	50%
		Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
		選択的		基礎的
		【施設の機能】		

(出所：公の施設の使用料に関する基本方針)

例えば、施設の性質が市場的であり、かつ施設の機能も選択的な施設は、CⅢの座標に分類され、対象原価の100%を利用者に負担させることを意味している。

横須賀市は、産業交流プラザ及び勤労福祉会館のような貸館施設は、民間での同様のサービスが存在し、市民生活に不可欠ではなく、選択的に使用するサービスであることから、CⅢに分類している。すなわち、産業交流プラザ及び勤労福祉会館のような貸館施設は、対象原価の100%を利用者が負担することが前提の公共施設である。

次に、具体的な使用料の算出方法を説明する。

横須賀市では、施設の利用形態を、一定の空間を占有する「占有利用施設」、プール等に代表される同じ空間を共用する「個人利用施設」に分類し、これらの分類に合わせて次のとおり使用料を算出している。

貸館施設は、占有利用施設に該当するため、ここでは「占有利用施設」の使用料算定方法を説明する。

図表 4-1-5 占有利用施設の使用料算定方法

ア 占有利用施設
1㎡当たりの時間単価を算出し、使用する面積に応じて算出します。

$$1 \text{ ㎡ 当たりの時間単価} = \frac{\text{対象原価}}{\text{貸出延床面積} \times \text{年間利用時間}^{\ast}} \times \text{性質別負担割合}$$
$$1 \text{ 時間 当たりの使用料} = 1 \text{ ㎡ 当たりの時間単価} \times \text{利用面積}$$

※年間利用時間
1㎡あたりの時間単価の算出に当たっては、対象原価をどの程度の利用時間で賄うかを考慮する必要があります。施設により利用実績が異なるため、1年間で利用できる時間の75%を年間利用時間として設定します。

(出所：公の施設の使用料に関する基本方針)

図表 4-1-5 で記載のように、占有利用施設は、施設により利用実績が異なるため、1年間で利用できる時間の「75%」を年間利用時間として1㎡当たりの時間単価を計算している。これは、施設の稼働率を一律75%とみなして使用料を計算しているのと同義であると考えられる。

横須賀市が、このように計算している理由は次のとおりである。

- ・使用料の算定上、稼働率を考慮しなければ、施設が100%稼働して初めて施設の維持管理コストが賄える計算になり、現実的ではない。
- ・一方、実際の稼働率を用いれば、稼働が上がった場合には、コストを賄うに留まらずに市が収益を得てしまう計算になり受益者負担の範囲を超えてしまう。
- ・また、稼働率は施設ごとに異なるが、使用料の計算上は一律の稼働率としなければ、稼働の低い施設ほど高額になり、公平性を欠く。
- ・これらの理由から、稼働の高い施設でも超えることはなく、一律な数値として75%（時間ベースの稼働率）と設定した。

監査人も、使用料の計算上は一律の稼働率としなければ、立地等が悪く稼働率の低い施設ほど使用料が高額になり、逆に立地等が良く稼働率が高い施設ほど使用料が安くな

り、居住地等の要因によって市民の負担額が左右されることになり、市民の間で公平性を欠くことから、個々の貸館施設の稼働率ではなく、貸館施設全体の稼働率で計算する点は理解できると考える。

しかしながら、一律な率として「75%」を使用とする点は、以下の理由から、実際の稼働率と比較し、大きな乖離が生じてしまっている可能性があると考えている。

- ・今回、監査の対象とした勤労福祉会館及び産業交流プラザの実際の稼働率は40%未満と、75%を大きく下回っていること。
- ・経済部が所管する貸館施設は上記2施設のみであるが、例えば民生局が所管する貸館施設の実稼働率は30%前後と、経済部が所管する貸館施設の稼働率と大差なく、横須賀市全体の貸館施設の稼働率を平均しても75%に到達しないと考えられること。

対象原価の100%をもって、利用者が負担すべき公共施設でありながら、使用料算定に使用する稼働率を、実際の稼働率より高く設定することで、使用料が本来あるべき水準よりも安く設定されており、結果としてかなりの公費負担が発生してしまっている可能性がある。

上記の点について、P19の（課題）以降で詳述する。

（補足説明）

対象原価の100%を利用者が負担すべき施設でありながら、公費負担が発生してしまっているという点について、分かりにくいと思われるため、簡単な設例を使って補足説明したい。

（前提）

対象原価 : 3,000,000 円

面積 : 100 m²

年間利用可能時間 : 2,000 時間

実際の利用時間 : 800 時間（稼働率40%）

貸館施設（施設の性質別負担割合は100%）とする。

上記のような貸館施設を仮定した場合、横須賀市の現状の使用料は、稼働率を75%とみなして計算しているため、1 m²あたりの料金は次のように計算される。

$$1 \text{ m}^2 \text{ あたりの料金} = 3,000,000 \text{ 円} / (100 * (2,000 * 0.75)) * 100\% \\ = 20 \text{ 円}$$

この20円は、施設の稼働率が75%の場合、使用料のみで、対象原価の3,000,000円全額を回収できる使用料の水準である。

しかしながら、実際の稼働率は40%であるため、使用料で回収できる対象原価は、 $20 \text{ 円} \times 100 \text{ m}^2 \times 2,000 \text{ 時間} \times 40\% = 1,600,000 \text{ 円}$ に過ぎず、3,000,000円との差額1,400,000円は公費負担となっている。

「公の施設の使用料に関する基本方針」では、上記のほかに、近隣自治体や民間施設の料金との調整や、当該基本方針に基づき算出した使用料が、現行の使用料に対し大幅に増加する場合の激変緩和措置などについて、「できる規定」を定めている。

図表 4-1-6 使用料の調整

<p>(1) 同種・類似のサービスを提供する施設における調整 同種・類似のサービスを提供する施設について、使用料の均衡を図る必要がある場合は、施設をグループ化し算出するなど、使用料の調整を行うことができることとします。</p> <p>(2) 近隣自治体や民間施設の料金との調整 算出した使用料が、近隣自治体や民間施設に比べ極端に高い又は低いことで、利用の低下や民業圧迫等の恐れがある場合、使用料の調整を行うことができることとします。</p> <p>(3) 激変緩和措置について 方針に基づき算出した使用料が、現行の使用料に対し大幅に増となる場合、激変緩和措置を行うことができることとします。</p> <p>(4) 利用実態等を勘案した料金設定 施設の利用実態に応じて、各種条件により料金差を設定できることとします。 ①時間帯別 ②曜日別 ③営利目的、非営利目的別 ④市内、市外利用者別 ⑤その他合理的な理由</p> <p>(5) 附属設備使用料 施設の持つ基本的な機能以外の特殊な設備、備品については、別途使用料を設定できることとします。</p> <p>(6) その他の調整について 本市が政策的に推進する必要があるものについては、使用料の調整を行うことができることとします。</p>

(出所：公の施設の使用料に関する基本方針)

(課題)

産業交流プラザ及び勤労福祉会館のような貸館施設は、「公の施設の使用料に関する基本方針（令和元年（2019年）7月）」に従えば、激変緩和措置等を考慮しなければ、対象原価の100%を利用者が負担する水準の使用料を設定する必要があると考えられる。

しかしながら、実際の稼働率は両施設とも40%未満であるところ、施設の稼働率を一律75%とみなして使用料を計算している。そのため、両施設とも対象原価の100%を利用者が負担することが前提の公共施設でありながら、横須賀市に多額の公費負担が発生してしまっていることが課題である。

図表 4-1-7 経済部所管の貸館施設（2施設）の稼働率

施設名	稼働率	(参考) 指定管理料
勤労福祉会館	38.4% (36.8%)	65,000 千円
産業交流プラザ	28.4% (26.4%)	31,100 千円

(注1) 稼働率は、コロナ禍で一時的に落ち込んでいる可能性が排除できないため、令和4年度（2022年度）とコロナ禍前の平成30年度（2018年度）の実績率を併記している。稼働率は、上段が令和4年度（2022年度）の実績、下段（括弧書き）が平成30年度（2018年度）の実績を記載している。

(注2) 本来は利用者が負担すべき経費だが、公費負担となってしまっている金額の「参考数値」として、令和4年度（2022年度）の指定管理料の金額を記載している。指定管理料の中には、利用者が負担すべきものではない事務室や共用部分にかかる経費や、使用料の減免の規定に基づく減免額相当額が含まれるため、必ず一定の公費負担額が発生する。そのため、指定管理料の金額は、本来利用者が負担すべき経費だけでなく、公費負担となるべき金額も含まれているが、参考にはなると考えたため、参考数値として記載した。

なお、横須賀市は、勤労者福祉会館、産業交流プラザ以外の貸館施設として、以下のような公共施設を保有している。

- ① 総合福祉会館
- ② 青少年会館
- ③ はまゆう会館（談話室）
- ④ 文化会館（会議室）

※以上、会議室等が主となる施設を記載している。

- ⑤ 生涯学習センター
- ⑥ コミュニティセンター

※以上、社会教育施設を記載している。

上記公共施設のうち、例えば、民生局福祉子ども部が所管する総合福祉会館の稼働率は29.8%（令和4年度）、教育委員会事務局教育総務部が所管する生涯学習センターの稼働率は24.7%（令和4年度）であり、経済部同様に75%を大きく下回っている。

本来、利用者が負担すべき経費のうち、使用料算定の際に使用する稼働率の問題から、公費負担が生じてしまっている公共施設は、経済部以外の施設の中にも存在するものと考えられる。

(意見)

横須賀市は、「公の施設の使用料に関する基本方針（令和元年（2019年）7月）」に従って、公共施設の使用料を算定している。

「公の施設の使用料に関する基本方針」は、パブリックコメントを経て決定されたものであるため、75%という一律の稼働率は、市民の合意形成が得られていると考えることも可能である。

一方で、「公の施設の使用料に関する基本方針」の占有利用施設の使用料算定方法で示されている75%という一律の稼働率は、公共施設の実際の稼働率から大きく乖離している可能性があるのもまた事実である。

まずは、各論の意見で記載したように、各公共施設においては稼働率向上に努め、公費負担額の軽減を目指すことが重要である。

その上で、75%という一律の稼働率については、実際の稼働率と大きく乖離しているのであれば、市の公共施設として求められる目標率等を踏まえながら、実態に応じた見直しがあってもよいのではないかと考える。

現状、占有利用施設の使用料は、貸館施設、体育館等の施設類型に係わらず、全て一律75%で計算している。これを、例えば、施設類型ごとの実稼働率を踏まえた上で、貸館施設は50%、体育館は75%（率は仮である）など、施設類型ごとに稼働率を定めることも考えられる。

また、横須賀市の最上位計画である総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）の実施計画としての位置づけである「横須賀再興プラン 2022-2025」においても、使用料及び手数料は、定期的な検証を行い、公平で適切な使用料・手数料となるよう努めるとしている。公平で適切な使用料・手数料の算定のためであれば、「公の施設の使用料に関する基本方針」の見直しは否定されないのではないかと考える。

図表 4-1-8 「横須賀再興プラン 2022-2025」における使用料・手数料に関する目標

④ 使用料や手数料の適正化		
今後も一定のサービス水準を維持するため、施設の使用料や行政サービスの手数料等の定期的な検証を行い、その必要性を検討したうえで、公平で適切な使用料・手数料となるよう努めます。		
(主な取組み例)		
使用料・手数料の適正化		
指標	直近の現状値	所管
使用料・手数料の定期的な見直し	実施及び調整	関係課

出所：「横須賀再興プラン 2022-2025」

2. 監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の一覧は、次のとおりである。結果が3項目、意見が22項目あり、合わせて25項目である。結果及び意見の定義については、目次の次頁に記載の「本報告書における記載内容の留意点」を参照されたい。

事業名	監査の結果及び意見	頁		
		概要版	報告書	
総論				
総論（全庁的な課題）	意見 1	成果指標の設定と事業の見直し	9	24
	意見 2	事業開始から長期間経過している事業の効果測定と見直しについて	10	25
	意見 3	「公の施設の使用料に関する基本方針」に基づく使用料の算定方法について	12	27
I 経済企画課				
No1 勤労者福利事業	意見 4	三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンターの成果指標	24	44
	意見 5	勤労者生活資金貸付制度の成果指標の目標値の設定方法	24	44
	意見 6	三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数	25	45
No2 一般労政事業	結果 1	労働者団体の収支決算書のチェック	26	48
	意見 7	一般労政事業の成果指標の設定	26	48
	意見 8	一般労政事業の在り方の検討	27	49
No3 勤労福祉会館管理運営事業	意見 9	勤労福祉会館の公費負担額と稼働率の向上	28	53
	意見 10	迅速な年度評価の実施	29	54
No4 雇用促進事業		—		
No5 経済関係団体支援事業		—		
No6 一般事務費	意見 11	外郭団体「横須賀中央まちづくり株式会社」の財政状態の悪化と、横須賀市の対応方針についての意見	32	65
No7 事業継続支援事業	意見 12	事業継続支援事業のKPIの達成状況と、追加的な成果指標の設定	46	83
No8 生産性向上推進事業		—		
No9 人材確保支援事業	意見 13	インターネット求人情報サイト「ごきんじょぶよこすか」の成果指標の設定	49	92
No10 中小企業等金融対策事業		—		
No11 産業交流プラザ管理運営事業	意見 14	産業交流プラザの公費負担額と稼働率の向上	51	101

事業名	監査の結果及び意見			頁	
				概要版	報告書
II 企業誘致・工業振興課					
No12	企業等立地促進事業			—	
No13	横須賀リサーチパーク推進事業			—	
No14	工業振興対策事業			—	
No15	久里浜工業団地地盤沈下対策事業			—	
III 創業・新産業支援課					
No16	スタートアップ推進事業	意見	15	開業数・開業率に着眼した成果指標の設定とPDCAサイクルの実行	57 123
No17	新産業集積推進事業	意見	16	他課や他事業との連携による効果的かつ効率的な企業集客の実現	59 127
		意見	17	新産業集積推進事業に寄与する外部ネットワークの拡大	62 129
IV 農水産業振興課					
No18	農畜産業振興補助事業	意見	18	環境保全型農業推進事業補助金の有効性の評価	63 143
No19	よこすか野菜魅力発信事業			—	
No20	農業施設管理事業			—	
No21	一般事務費			—	
No22	漁業共済掛金補助金	意見	19	漁業共済への加入促進及び維持継続を実現するための成果指標の設定	68 156
No23	漁業協同組合員貸付資金預託金			—	
No24	よこすか海の幸魅力発信事業	意見	20	よこすかさかな祭りの補助金支給後の領収書入手	71 163
V 農業委員会事務局					
No25	農業委員関係費			—	
No26	農業委員会運営事業	結果	2	農地台帳の一元化と適切な更新（農地法及び農地法施行規則への違反）	73 170
		結果	3	農地台帳と固定資産課税台帳等との照合（農地法施行規則への違反）	77 174
		意見	21	農地の違反転用に関する報告書の取扱いについて	79 176
		意見	22	農地の違反転用への対応について	80 177

注 1: 「監査の結果及び意見」の欄の「— (バー)」は、監査の結果、結果及び意見として報告すべきものが無かったことを指している。

注 2: 表中の右側にある「頁」は、本概要書及び報告書（本編）における各項目の記載箇所である。

第5章 外部監査の結果及び意見（各論）

I 経済企画課

No1 勤労者福利事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見4】三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンターの成果指標

（現状）

横須賀市は三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンター会員数を成果指標として設定しているが、このサービスセンター会員数は3市1町の会員数を表している。

（課題）

横須賀市として三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンター運営費補助金を支出しているが、成果指標を3市1町の合計値とした場合、横須賀市の補助金の効果を直接測ることが難しくなる。

（意見）

成果指標「三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンター会員数」については、横須賀市に限定した数値も成果指標に加えることが望ましい。

【意見5】勤労者生活資金貸付制度の成果指標の目標値の設定方法

（現状）

勤労者生活資金貸付制度の効果測定として、勤労者生活資金貸付制度に係る融資額を成果指標として設定しているが、目標値が年度ごとの金融機関への預託金額となっている。

（課題）

勤労者生活資金貸付制度は、融資可能額は預託金額が上限であり、融資実行額が上限（預託金額）に達してしまった場合は、基本的には新規申し込みが停止されるため、こ

のような事態を避けるため、市は予想される融資額よりも余裕をもって預託金を支出しているとのことである。

そのため、現状設定している目標値は、達成した場合には、融資を希望する市民に対して融資できない事態を招いてしまうため、目標値としては適していないと考えられる。

(意見)

融資件数など預託金額以外の指標を目標値として設定することが望ましい。

【意見6】 三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数

(現状)

サービスセンターにおいて、会員数増加のため、未加入企業の訪問等を行い積極的に新規会員の加入促進活動を行っている。

三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数は令和4年度(2022年度)時点で目標値を達成しているが(1,480人の目標に対して、実績は1,484人)、所管課は、近隣団体の類似制度の会員数と比較し、現状のサービスセンター会員数が十分ではないとの認識を持っている。

(課題)

サービスセンター会員数が増加するとサービスセンターにおける会員負担金収入が増加し、サービスセンターのさらなる事業充実が図られたり、自治体からの補助額が減少することにより、サービスセンターがより自立的な運営を行ったりすることができるようになると考えられる。

(意見)

会員の業種分析等を実施し、加入が少ない業界団体へのアプローチをする等によって会員数増加を図ることが望ましい。

また会員の申し込み状況の分析や会員へのアンケートを通して、会員に人気なメニューの拡充等、サービス内容の見直しが求められる。

さらに、会員がサービス利用する際には、サービスセンターの開所時間内に電話で申し込みを行うことになっているが、ネット予約ができるようにする等サービス申込に関する利便性の向上が望ましい。

No2 一般労政事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【結果1】労働者団体の収支決算書のチェック

(現状)

労働者団体から提出された令和4年度(2022年度)の収支決算書について、収入額と支出額が一致していた。令和3年度(2021年度)において、令和4年度(2022年度)への繰越金があったが、令和4年度(2022年度)の収支決算書には前期からの繰越収入が計上されていなかった。本来は繰越金の分だけ収支が一致しないのではないかと考えられる。

所管部署は収支決算書を入手していたが、この事実を適時に把握していなかった。

(課題)

収支計算書は単に入手するだけでなく、内容を確認しないと、補助金が適切に使われているかの確認ができないのではないかと考える。

(結果)

今後は、収支決算書について単に入手するだけでなく、内容も適時に確認すべきである。

また、担当者が変わってもチェック項目が引き継がれるように、決算書のチェックリスト等を整備することも検討すべきではないかと考える。

【意見7】一般労政事業の成果指標の設定

(現状)

当事業について、成果指標が設定されていない。

(課題)

勤労者の福利厚生の実現を目的とした事業であり、事業の性質上成果指標の設定が困難であることは理解できるが、成果指標を設定しないと、補助金支出に対する効果を把握できず、効率性の観点で問題である。

(意見)

勤労者の福利厚生 of 充実という目的から、福利厚生 of 充実は個人の主観的な要素が強い
ため、いわゆる「アウトカム指標」の設定は難しいと監査人も考えるが、一方で、イ
ベント実施回数やイベント参加人数などの指標は目標値の設定と実績の測定が可能と考
えられるため、このような指標を成果指標として設定することが考えられる。

【意見 8】 一般労政事業の在り方の検討

(現状)

横須賀三浦地域労働組合総連合、三浦半島地域労働福祉協議会が行う文化体育事業に
対する事業費について、補助対象事業に要する経費の 1/3 以内を補助している。当事業
の事業開始年度は不明であることから、相当昔に開始された事業であることが推測され
る。記録に残る範囲ではあるが、過去に補助金の金額は見直しされている（減額されて
いる）が、補助対象を労働組合に限る点の見直しは特に検討されていないとのことであ
る。

(課題)

当事業で横須賀市民が受益するには、勤労者であったとしても、横須賀三浦地域労働
組合総連合、三浦半島地域労働福祉協議会のどちらかの労働組合に属している必要があ
る。

全国的に労働組合の組織率は年々減少しており、厚生労働省が令和 4 年（2022 年）
12 月 16 日に公表した 2022 年「労働組合基礎調査」結果によると、雇用者数に占める
労働組合員数の割合を示す「推定組織率」は 16.5%と過去最低を更新している。横須
賀市においても、働き方の多様化により、今日では労働組合に属さない勤労者の方が多
いと推測され、特定の労働組合に対してのみ補助金を支出することは、公平性の観点で
課題が生じてきている可能性がある。

(意見)

労働組合に加入しているか否かに係わらず、横須賀市の全ての勤労者を対象とした補
助制度にするのが理想ではあるが、予算の制約等を踏まえると、現実的には困難であ
ると考えられる。

当事業については、過去に予算が減額されているが、労働組合の組織率低下により受
益できる勤労者の割合が減少傾向にあると考えられることを踏まえると、予算の減額だ
けでなく、事業を継続するか否かについても、一度検討されてみてはどうかと考える。

No3 勤労福祉会館管理運営事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見9】 勤労福祉会館の公費負担額と稼働率の向上

(現状)

第4章 外部監査の結果及び意見(総論)の意見3(P12)に記載のとおり、勤労福祉会館の使用料は「公の施設の使用料に関する基本方針(令和元年(2019年)7月)」に基づき算定されている。勤労福祉会館は貸館施設であるため、利用者が、使用料算定における対象原価(対象原価の定義は意見3(P12)参照)の100%を負担すべき施設である。

しかしながら、当該基本方針に従い、勤労福祉会館の使用料は、稼働率(利用率)75%で計算されているが、実際の稼働率は38.4%(令和4年度)に過ぎず、両者に大幅な乖離が認められる。

使用料算定に使用する稼働率が実際の稼働率より高すぎることにより、勤労福祉会館は、対象原価の100%を利用者が負担することが前提の施設とされながら、結果として、多額の公費負担が発生してしまっている。

なお、当該基本方針では、個々の施設ごとの稼働率ではなく、一律の稼働率を採用することで、個々の施設単位でみるのではなく、横須賀市全体として対象原価の100%を利用者に負担して頂く考え方を採用している(詳細は意見3(P14)参照)。しかしながら、意見3(P19-20)に記載のとおり、他の貸館施設の実際の稼働率も75%を大きく下回る状況であると考えられるため、横須賀市全体としても多額の公費負担が発生している状況と推察される。

(課題)

勤労福祉会館は、対象原価の100%を利用者が負担することが前提の施設とされながら、結果として、多額の公費負担が発生してしまっていることが課題である。

公費負担を少しでも減らすためには、公共施設の所管課としては、まず稼働率の向上に取り組むべきと考えられる。

(意見)

現状の稼働率は、「公の施設の使用料に関する基本方針（令和元年（2019年）7月）」に掲げられている一律の稼働率である75%の半分以下であるため、稼働率向上を目指すべきではないかと考える。

改めて、公共施設の認知度向上（公共施設のPRなど）、利用実績が著しく少ない夜間の時間帯などは施設を閉めるなど、稼働率向上のための施策を検討されてはどうかと考える。

【意見10】 迅速な年度評価の実施

(現状)

指定管理者の行った業務内容について、指定管理者は「実績報告書」にて自己評価を行い、四半期終了後の翌月10日までに提出している。年度末においては、「実績報告書」において自己評価のみならず、横須賀市と指定管理者が合意した評価を付すことになっているが、令和5年（2023年）9月時点において、令和4年度（2022年度）末の横須賀市と指定管理者が合意した評価が行われていなかった。

(課題)

評価を行う目的は、充足している部分は引き続き同様以上のサービス提供を行い、充足していない部分については改善を求めることである。横須賀市と指定管理者が合意した評価が行われないと、改善点を明確にすることが難しくなる。

(意見)

所管課によると、実績報告書の様式が新しくなり初めての評価であることから評価基準が難しく、評価が遅れているとのことである。

評価を行う実績報告書の様式を見直したり、分かりやすい評価基準にしたり、実施期限を設けたりすることで、迅速に評価を行うことが望ましい。

No4 雇用促進事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No5 経済関係団体支援事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No6 一般事務費

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見 11】 外郭団体「横須賀中央まちづくり株式会社」の財政状態の悪化と、横須賀市の対応方針についての意見

(現状)

横須賀中央まちづくり株式会社（以下、「会社」という。）は、横須賀市役所前公園の地下にある横須賀市役所前地下駐車場（愛称「ぴぼ 320」）の管理運営を行う横須賀市の第三セクター（外郭団体）である。

詳細は後述するが、会社の経営状態はかねてから悪化しており、令和 2 年度（2020 年度）決算で債務超過に陥っている。また、ぴぼ 320 自体も、令和 5 年（2023 年）9 月で建築から 30 年経過し、今後は修繕費が増加していくものと考えられる。

監査人は、令和 5 年（2023 年）11 月 13 日に、会社へ往査し、ぴぼ 320 の現状把握と、横須賀市の今後の対応方針について検討を行った。詳細は後述するが、横須賀市は、会社及びぴぼ 320 を存続させる方針である。監査人は、横須賀市の方針は理解できるが、今後の推移は見守る必要があると考えている。

監査人は、会社及びぴぼ 320 の現状、課題並びに横須賀市の対応方針等を包括外部監査の報告書に記載することは、横須賀市民にとって一定の価値があると考えたこと、及び今後の対応について横須賀市に留意して頂きたいことから、意見を記載することにした。

意見を述べる前に、まず、横須賀中央まちづくり株式会社の概要から説明する。

図表 5-1-6-4 横須賀中央まちづくり株式会社の概要

名称	横須賀中央まちづくり株式会社
本社所在地	〒238-0004横須賀市小川町9
設立	平成3年2月20日
資本金	5千万円
株主数	107名 (R5.3.31現在)
施設名	市役所前地下駐車場（愛称「びぼ320」）

出典：びぼ 320 のホームページ

会社は、横須賀市の中心市街地である横須賀中央地区の発展に寄与することを目的として設立され、現在は、びぼ 320 の管理運営を行っている。同社の発行済み株式総数のうち、市の持株比率は 40.74%である。

次に、ぴぼ 320 の概要を説明する。

図表 5-1-6-5 ぴぼ 320 通り口



出典：ぴぼ 320 のホームページ

ぴぼ 320 は、横須賀市役所前公園の地下に所在する、機械式駐車場である。上記写真は、地下駐車場への出入り口（階段）である。

駐車所在地である市役所駅前公園の地下は、中央地区の活性化のため、横須賀市より使用料全額免除での占用を許可されている。

図表 5-1-6-6 ぴぼ 320 の施設案内

収容台数	合計320台 ・三段式パズルパーキング314台 ・平面式6台（身障者スペース3台）
営業時間	24時間営業 年中無休
車両制限	全高 2,000mm 全長 5,300mm 全幅 1,900mm 重量 2,000kg
住所	〒238-0004 横須賀市小川町9番地 京急線横須賀中央駅徒歩3分

出典：ぴぼ 320 のホームページ

地下駐車場の構造は、鉄筋コンクリート造、地下1階3層（ピット式3段駐車場機械式）である。敷地面積は4,700㎡、床面積は4,561㎡である。建設費の総額は、32億63百万円である。ぴぼ 320 の営業開始は平成5年（1993年）9月であるため、令和5年（2023年）9月で、建設から、ちょうど30年経過したことになる。

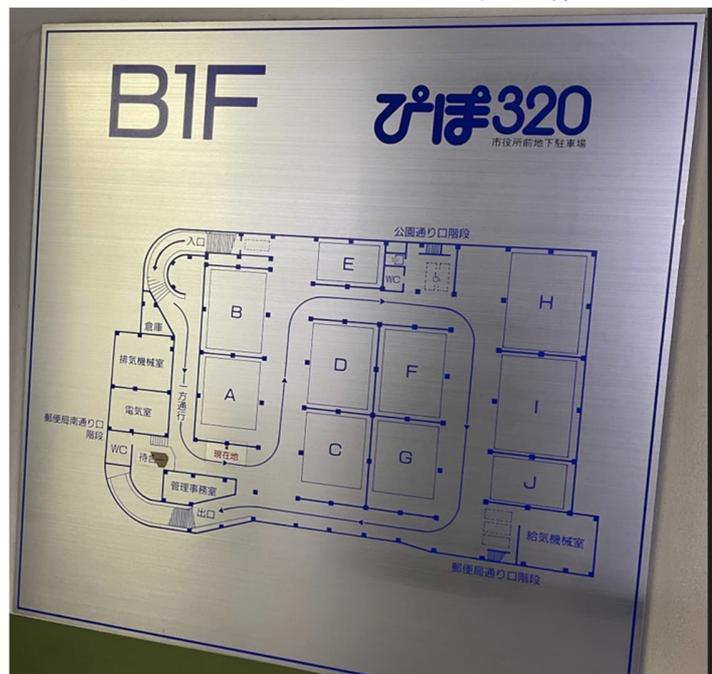
売上金及び駐車場券等の管理や、駐車場内の案内、利用促進活動等は、コロナ禍以前は外部委託していたが、コロナ禍による駐車場利用客の減少で採算が取れなくなったことを理由に委託先に撤退され、現在は自社でアルバイト等を雇用しての直営となっている。

次頁の駐車場案内図（図表 5-1-6-7）のとおり、駐車場内は、A～Jのブロックに分けられている。入庫できる車体の大きさがブロックによって異なっており、A～Gブロックは5ナンバー、H～Jブロックが3ナンバーの駐車スペースとなっている。車が入庫してくると、場内のアルバイトが該当ブロックへ誘導している。

ぴぼ 320 は、機械式の駐車場であり、車種によって駐車できるスペースが決まっているため、機械操作・利用者誘導のための人員が駐車場内に必要になる。混雑が見込まれる日や時間に応じて配置される人数は増減するが、通常時は時間帯に応じて以下の人数が配置されている。

- ・ 8時～19時 3～4名
- ・ 19時～翌8時 2～3名（深夜は1名になる場合もあるとのことである）

図表 5-1-6-7 ぴぼ 320 の駐車場内の案内図

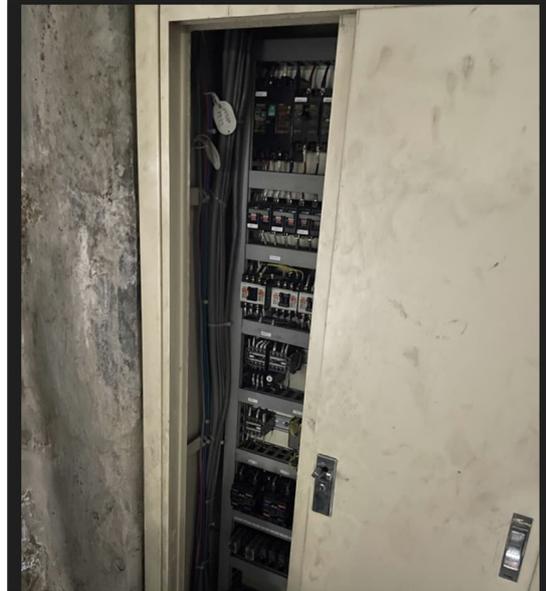


出典：現場視察時に監査人撮影

上記駐車場内案内図のうち、区画 A と E は、本来、ピット式 3 段駐車場機械式であるが、令和 5 年（2023 年）11 月 13 日の現場視察時点で、電子基板の故障（図表 5-1-6-8 参照）により、機械を制御できない状態となっていた。会社によると、いずれは修理する予定だが、区画 A と区画 E は車を入れにくい位置であるため、現時点では修理していないとのことであった。

前頁に記載の施設案内（図表 5-1-6-6 参照）には収容台数合計 320 台とあるが、現場視察時点では、区画 A と区画 E の電子基板の故障により、実際の収容可能台数は 320 台よりも少ない状態であった。

図表 5-1-6-8 故障した電子基板（写真は区画 E のもの）



出典：現場視察時に監査人撮影

会社によると、電子基板は 30 年前の建設当時のもので、現在では交換用の部品が入手できないため、故障した電子基板は、新品に一式交換する必要があり、交換費用は 1 台あたり約 600 万円かかるとのことである。

会社によると、電子基板は、A～J の 10 台あるが、半数程度は新品に交換済みであるが、現在故障している区画 A と E を含む残り半分程度は、今後、新品に交換する必要があるだろうとのことである。

地下駐車場は建設から 30 年経過しているが、現場視察時に会社から説明を受けた故障は上記の電子基板のみであった。会社は、設備の定期点検を受けており、点検業者からはエレベータ（1 基のみである）や電源設備についても老朽化を指摘されているものの、現場視察時点で故障しているのは電子基板程度とのことである。機械式駐車場の機械自体は、チェーンやレールの部品交換を継続して行っており、現場視察時点では、不具合は無く、点検業者からも、緊急性を要する不具合は特に指摘されていないとのことであった。

また、躯体の老朽化状態については、会社によると数年前に躯体の劣化診断を受けたが、特に大きな指摘は無かったとのことである。

一般に機械式駐車場は、更新費用を含めて、維持管理コストが高額になると言われているが、会社によると、ぴぼ 320 は地下にある機械式駐車場であり、風雨にさらされていないため、機械に錆などは発生しておらず、機械の状態が良好であるとのことであった。監査人も、ぴぼ 320 の現場視察で場内を 1 周したが、地下駐車場の現況と会社の説明とに矛盾は感じていない。

次に、会社の財政状態及び経営成績を説明する。

まず、会社の直近の貸借対照表を説明する。

図表 5-1-6-9 横須賀中央まちづくり株式会社の直近の貸借対照表

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位: 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	13,818,671	流動負債	6,336,759
現金及び預金	11,852,807	未払金	2,445,001
未収金	1,629,121	未払費用	262,300
仮払金	336,743	未払法人税等	180,000
固定資産	469,963,919	未払消費税等	3,156,000
有形固定資産	469,745,519	預り金	243,258
建物	2,684,057,638	仮受金	50,200
機械装置	445,000,000	固定負債	561,090,000
器具備品	13,428,000	長期借入金	558,528,000
減価償却累計額	△ 2,672,740,119	退職給付引当金	2,562,000
無形固定資産	218,400	負債合計	567,426,759
電話加入権	218,400	【純資産の部】	
		株主資本	△ 83,644,169
		資本金	50,000,000
		資本剰余金	16,934,511
		その他資本剰余金	16,934,511
		利益剰余金	△ 150,578,680
		その他利益剰余金	△ 150,578,680
		繰越利益剰余金	△ 150,578,680
		純資産合計	△ 83,644,169
資産合計	483,782,590	負債・純資産合計	483,782,590

出典：横須賀市から提供

令和4年度（2022年度）の決算は、純資産合計が△83百万円と、債務超過となっている。

有形固定資産の大部分は、びぼ320の駐車場である。地下駐車場の躯体、電気設備等の建物付属設備、機械装置等から構成される。

長期借入金の内訳は次のとおりである。

【長期借入金の内訳】

神奈川県：5.1億円

横須賀市：0.5億円

神奈川県からの借入金は、びぼ320の建設時に神奈川県から借り入れた中小企業高度化資金の未返済額である。

横須賀市からの借入金は、駐車場設備の修繕費に充てるために会社が横須賀市から借りた資金である。

次に、会社の直近の損益計算書を説明する。

図表 5-1-6-10 横須賀中央まちづくり株式会社の直近の損益計算書

損 益 計 算 書

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月 31日

(単位：円)

科 目	金 額	
売 上 高		
駐 車 場 収 入	64,071,837	64,071,837
売 上 原 価		
駐 車 場 運 営 管 理 費	70,310,924	70,310,924
(うち、減価償却費)	(30,306,162)	(30,306,162)
売 上 総 損 失		6,239,087
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,604,055
営 業 損 失		19,843,142
営 業 外 収 益		
雑 収 入	179,218	179,218
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,055	7,055
経 常 損 失		19,670,979
税 引 前 当 期 純 損 失		19,670,979
法人税、住民税及び事業税		180,000
当 期 純 損 失		19,850,979

減価償却費を除く現金ベースでの当期純利益 → 10,455,183

出典：横須賀市から提供

令和4年度（2022年度）の決算は約2千万円の赤字である。

一方、営業キャッシュ・フロー（以下、「営業CF」という。）は、単純化のため減価償却費の約3千万円のみ調整すると、1千万円程度のプラスを確保できている。

損益は赤字であるが、減価償却費調整後の営業CFがプラスであるのは、営業CFの範囲内であれば修繕・改修、借入金の返済等が可能であるが、地下駐車場の将来の建替え等に要する資金は会社内に留保できていないことを意味している。

参考 営業CFの計算過程（簡易計算）

①当期純利益（△：当期純損失）	△19,850,979円
②減価償却費	+30,306,162円
③営業キャッシュ・フロー（①+②）	+10,455,183円

次に、会社の経営成績及び財政状態の推移と、横須賀市及び会社のこれまでの対応と今後の対応方針について説明する。

会社の売上高は、平成5年度（1993年度）の事業開始から平成11年度（1999年度）までは年間売上が2億円を超えていたが、周辺の大型店の閉店が相次ぐなど、商業機能の低下に伴い駐車需要が減少している。一方で、大型店の撤退等で発生した空地には暫定的な土地利用としてコインパーキングとなるケースが多く、駐車場の需給ギャップが深刻化している。年間売上は、コロナ禍前の直前では年間8千万円程度となっていたが、コロナ禍の影響により令和2年度（2020年度）に6千万円程度まで減少し、現在に至っている。

前述のとおり、会社は「びぼ320」建設時に神奈川県から借入を行っているが、売上減少に伴い計画どおりの返済が難しくなっており、神奈川県に対し、返済額の軽減及び返済期間の延長を繰り返し申請し、神奈川県との間で変更契約を度々締結している。

会社は、返済条件の変更により、資金ショートには至っていないが、売上の減少、毎年約3千万円の減価償却費の計上により、帳簿上は赤字が続き、ついに令和2年度（2020年度）決算で債務超過に陥った。

このような中、会社は、平成29年度（2017年度）に経営改善計画を策定し、びぼ320会員数の増加や周辺観光施設との提携による新規顧客の獲得、コスト削減など、横須賀市とともに取り組んでいるが、コロナの影響もあり、収支改善には至っていない。

その後、令和2年度（2020年度）決算において債務超過に陥ったことから、総務省の平成30年2月20日付、総財公第26号「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」に基づき、令和4年（2022年）3月3日付で「横須賀中央まちづくり株式会社経営健全化方針（以下、「経営健全化方針」という。）」を策定している。

経営健全化方針では、「撤退の判断は時期尚早と考えており、収支改善に引き続き取り組んでいくことを前提に、会社による運営を継続していく方向である」とし、横須賀市は、会社及びびぼ320を存続させる方針である。

これは、会社の営業CFは、現状でも年間1千万円程度はプラスであり、借入金を返済できること、コロナ禍で落ち込んだ売上が回復すれば借入金の返済額を増やすことも可能であることから、収支改善に努めることを前提に、会社及び事業を存続させることを基本方針としたものである。

図表 5-1-6-11 横須賀中央まちづくり株式会社経営健全化方針（抜粋）

会社が経営する「びぼ320」は、本市の中心市街地に位置し、コロナ禍にあっても年間約8万6千台（コロナ前は11万台）の駐車台数がある。開設当時から都市計画決定された駐車場で、まちづくりの観点から一定の役割を果たしており、現在でも公共性、公益性は失われていない。

採算性については、債務超過であるため、指針によれば「採算性なし」と判断することとなるが、コロナ前の売上に回復することができれば、借入金の返済額の引き上げも可能であることから、まずは完済による支出の減少、単年度収支の黒字化を目指して取り組むべきと考えている。

今後の事業手法については、現在の売上減少はコロナの影響もある中で、撤退の判断は時期尚早と考えており、収支改善に引き続き取り組んでいくことを前提に、会社による運営を継続していく方向である。事業の存続は、借入金返済額が大きく影響してくるため、債権者である神奈川県とも調整を重ね、収支改善効果を見極めながら検討を継続する。

出典：横須賀中央まちづくり株式会社経営健全化方針から抜粋

その後、会社は、神奈川県に対し、更なる返済期限延長及び返済額の引き下げを申請し、令和5年（2023年）5月22日付で変更契約を締結した。

令和5年（2023年）5月22日付の変更契約締結では、神奈川県より、県からの借入金約5億円を完済するまでの具体的な収支計画（図表5-1-6-13参照）の作成を求められ、更には、神奈川県への返済を確実なものとするのが求められた。当該要請を受け、横須賀市としては、会社の返済継続を支援するため、神奈川県への返済資金が不足する場合には、横須賀市が不足分の返済原資を会社へ貸し付けることとし、次に記載する議会手続（債務負担行為）を経た上で、横須賀市と会社との間で、当該契約を令和5年（2023年）5月22日付で締結した。

横須賀市は、当該契約を会社と締結するに際し、将来、会社に対して神奈川県への返済資金を貸し付けせざるを得ない場合に備えた債務負担行為での予算措置を行っている。

令和5年度（2023年度）の一般会計予算書には、「横須賀中央まちづくり株式会社に対する貸付金 限度額260,000千円」が債務負担行為として記載されている。この限度額260,000千円（2億6千万円）は、会社の神奈川県からの借入金残額（5.1億円）から、コロナ禍からの回復が実現しなくても現状の会社の営業CF（年間1千万円）で返済できると横須賀市が見込んだ金額（令和5年度（2023年度）から令和30年度（2048年度）までの26年間の合計で2.6億円）を差し引いて算定した金額である。

なお、令和30年度（2048年度）は、神奈川県からの借入金の返済が完了する予定の年度である（詳細は、図表5-1-6-13参照）。

図表 5-1-6-12 令和5年度一般会計予算書に記載されている債務負担行為

事項	期間	限度額
横須賀中央まちづくり株式会社に対する貸付金	令和5年度から 令和30年度まで	260,000千円

出典：令和5年度横須賀市 一般会計 予算書

次の図表 5-1-6-13 は、令和 5 年（2023 年）5 月 22 日付で神奈川県と会社との間で変更契約を締結する際に、神奈川県、横須賀市、及び会社で協議して作成した会社の将来収支推計である。

図表 5-1-6-13 横須賀中央まちづくり株式会社の将来収支推計

(単位:千円)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
(売上)税抜き	61,151	64,000	67,000	70,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000
(支出計)	64,317	61,000	76,100	71,000	71,000	73,800	71,000	71,000	77,000
経費	54,237	51,000	56,100	51,000	51,000	53,800	51,000	51,000	57,000
(うち修繕費)	2,000	0	5,100	0	0	2,800	0	0	6,000
県返済	10,080	10,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
(現金残高)	8,180	11,180	2,080	1,080	3,080	2,280	4,280	6,280	2,280
残債務	508,528	498,528	478,528	458,528	438,528	418,528	398,528	378,528	358,528

	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
(売上)税抜き	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000
(支出計)	71,000	71,000	77,000	71,000	71,000	77,000	71,000	71,000	77,000
経費	51,000	51,000	57,000	51,000	51,000	57,000	51,000	51,000	57,000
(うち修繕費)	0	0	6,000	0	0	6,000	0	0	6,000
県返済	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
(現金残高)	4,280	6,280	2,280	4,280	6,280	2,280	4,280	6,280	2,280
残債務	338,528	318,528	298,528	278,528	258,528	238,528	218,528	198,528	178,528

	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30
(売上)税抜き	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000
(支出計)	71,000	71,000	77,000	71,000	74,950	71,000	74,400	71,000	74,928
経費	51,000	51,000	57,000	51,000	54,950	51,000	54,400	51,000	56,400
(うち修繕費)	0	0	6,000	0	3,950	0	3,400	0	5,400
県返済	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	18,528
(現金残高)	4,280	6,280	2,280	4,280	2,330	4,330	2,930	4,930	3,002
残債務	158,528	138,528	118,528	98,528	78,528	58,528	38,528	18,528	0

出典：横須賀市から提供

神奈川県と会社の令和 5 年（2023 年）5 月 22 日付で変更契約では、令和 6 年（2024 年）5 月の約定返済は 1 千万円、令和 7 年（2025 年）5 月の約定返済からは 2 千万円を返済することになっている。

上記の将来収支推計では、売上高及び修繕費を含む経費の推計を行った上で、令和 6 年（2024 年）5 月の約定返済額 1 千万円（計画では市の出納整理期間を考慮し、「R5」に記載。以下同様）、及び令和 7 年（2025 年）5 月以降の約定返済額 2 千万円は、駐車場売上から返済が可能であり、神奈川県からの借入金は、現時点から約 25 年後の令和 30 年度（2048 年度）までに完済できる見込みであることを示している。

修繕費については、横須賀市及び会社によると、駐車場機械メーカーに修繕計画を立ててもらっており、修繕費には、主に交換時期を迎えている電子基板（P36～37 参照）の交換費用を計上しているとのことである（1 台あたり約 6 百万円で、現在故障中のものを含め未交換のものの交換費用）。一般に機械式駐車場は、更新費用を含め

て、維持管理コストが高額になると言われているが、会社によると、びぼ 320 は地下にある機械式駐車場であり、風雨にさらされていないため、機械に錆などは発生しておらず、機械の状態が良好であるとのことであった。

債務超過の状態は、通常であれば、借入金の返済が危ぶまれる状況であるが、横須賀市は、会社の営業CFについて、現状でもプラスであり、今後もプラスが見込まれ、神奈川県からの借入金は約 25 年後には完済できる見通しであることから、営業CF から借入金の返済を進めていくことが最善であると判断し、会社及び事業を存続させる方針としている。

(課題)

上述のとおり、会社の経営成績が長期低迷した結果、令和2年度(2020年度)決算で債務超過に陥っている。会社には、令和4年度末(2022年度末)時点で、神奈川県からの借入金が約5.1億円、横須賀市からの借入金が0.5億円残っている。

また、横須賀市と会社との間で、会社から神奈川県への返済が困難な場合に、一定額を限度に返済原資を貸し付ける契約を令和5年(2023年)5月22日付で締結している。

横須賀市は、少なくとも神奈川県からの借入金については、駐車場売上から完済できると考えているが、監査人は、駐車場売上の回復が不確実であることや、地下駐車場の修繕費の増加の程度によっては、会社への追加貸付や、貸付金の焦げ付きなど、横須賀市に財政的な負担が生じる可能性が存在するため、この点が課題であると考えている。

(意見)

経営健全化方針では、「撤退の判断は時期尚早」となっているため、まず、最初に会社を解散させる選択肢についての横須賀市の見解を説明したい。

会社の財産の大半を占める固定資産は、横須賀市の公園地下にある駐車場であるが、都市公園法により特定用途でしか占有許可できず、現状の駐車場以外の用途での利用は困難であり、固定資産を現金化することは困難と考えられる。

会社を解散・清算した場合は、直近の令和4年度末(2023年度末)の貸借対照表を踏まえると、債権者に対して配当できるのは現金預金や未収金程度(合計0.14億円程度)と考えられ、5.6億円ある負債の大半は回収不能になってしまう。

そのため、会社を解散させる選択肢は、あまり現実的ではないと横須賀市は考えている。

次に、経営健全化方針の「収支改善に引き続き取り組んでいくことを前提に、会社による運営を継続していく」という横須賀市の方針について、監査人の見解を説明したい。

現状でも営業CFが年間0.1億円はプラスである。

今後は、横須賀市は毎年0.2億円の借入金を返済できる程度の営業CFを見込んでいるが、今後の売上高の回復可能性や修繕費の今後の見積額などは不確実性が高い。

この点、現場視察時に確認した直近の令和5年9月の売上実績が令和5年度の売上予算を達成できる水準であったことや、コロナ禍前までは年間8千万円程度の売上があったこと、修繕費に関しては会社の説明や、監査人が現場視察で確認した駐車場の老朽化状態(P37参照)などを踏まえると、現時点では横須賀市の将来収支推計を否定する要素は認められなかった。

以上から、監査人も、現時点の状況においては、横須賀市と同様に、会社及び事業を継続し、駐車場収入から借入金を返済していく方が、会社を解散・清算させた場合よりも、結果的に会社の負債をより多く返済できるのではないかと考えている。

一方で、会社の将来収支推計（図表 5-1-6-13 参照）に記載の売上高や修繕費等の見積には、必ずしも見込み通り推移しないという意味で、不確実性が高く、今後の推移を見守る必要があると考えている。売上が計画どおり回復しない場合や、経費が昨今の物価高の影響で想定外に増加するような場合、将来収支推計の見直しが必要になる事態も起こり得る。売上高や修繕費等の推移次第では、横須賀市にとっての最善な判断が変わる可能性もあるので、留意されたい。

また、会社にとって神奈川県からの借入金を完済することが重要な課題となっているが、光熱費などの固定費とは異なり、修繕費は、必要な修繕を先送りすることで、借入金の返済原資をねん出することが可能な経費である。他の機械式駐車場は、老朽化により事故も発生している。

ぴぽ 320 は現状では老朽化による事故は発生していないとのことであるが、建設から 30 年経過しているのは事実であり、駐車場利用者の安全確保のため先送りできない修繕も今後発生する可能性があるため、横須賀市及び会社においては、留意されたい。

No7 事業継続支援事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見12】事業継続支援事業のKPIの達成状況と、追加的な成果指標の設定

(現状)

企業経営者の高齢化が急速に進行する中で、後継者不在による廃業が多く、地域の雇用や技術の喪失という点から、事業承継問題は重要な課題となっている。

横須賀市は、当事業の目的が、市内中小企業の事業継続のため、事業承継や新規事業開発の推進と実現にあるところ、事業承継費用補助金及びアトツギ新規事業開発支援補助金の交付は事業承継等を条件としていることから、補助金の交付は成果に近いものとして考え、補助金の交付件数を成果指標として設定している。

「横須賀再興プラン2022-2025」においても、事業承継費用補助金及びアトツギ新規事業開発支援補助金の交付件数を重要業績評価指標（KPI）として設定されている。

(課題)

現状の成果指標は、事業承継に成功した件数と考えれば、確かに妥当な面もあると監査人も考える。

「横須賀再興プラン2022-2025」で設定では、令和7年度（2025年度）の目標値を12件と、現状の実績よりも高めに設定しているが、補助金の交付件数は伸びておらず（令和4年度（2022年度）の実績で2件）、KPIの達成は遠いのではないかと考えられる。

(意見)

中小企業の事業承継が進まない理由は色々あると言われているが、行政側でできることの中では、当事者へ事業承継の必要性を啓発し、当事者が問題を認識・検討するための場を提供すること、及び各種サポート体制が存在することを周知することが重要ではないかと考える。

そのため、横須賀市として、補助金メニューを用意して事業承継を後押しするだけでなく、経営者等の意識変革や横須賀市の政策メニュー等の周知を図っていくことが重要であり、以下のような指標も当事業の成果指標に加え、目標値を設定し、PDCAサイクルを回していくことが望ましいのではないかと考える。

- ・セミナーへの参加人数

- ・セミナー参加者へアンケートなどで収集した横須賀市の政策メニューの認知度等

なお、当事業の成果指標の令和4年度（2022年度）の目標値は、事業承継費用補助金2件、アトツギ新規事業開発支援補助金2件の合計4件となっているが、現状の成果指標の数値は、「横須賀再興プラン2022-2025」の目標値と比較して、乖離があるため、事業の進捗管理に留意されたい。

No8 生産性向上推進事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No9 人材確保支援事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見13】 インターネット求人情報サイト「ごきんじょぶよこすか」の成果指標の設定 (現状)

横須賀市は、市内中小企業の人材確保及び経済的な負担軽減を目的として補助金交付を行っており、補助金交付件数が伸びることが中小企業の人材確保を後押しすることになると考えられることから、補助金の交付件数にて効果測定を行っている。

一方で、インターネット求人情報サイト「ごきんじょぶよこすか」については、アクセス数等は把握されているものの、PDCA サイクルを回すための成果指標が設定されていない。

(課題)

現在、当事業の歳出のおよそ9割以上を占めている業務はインターネット求人情報サイト「ごきんじょぶよこすか」の運営委託料である。一方、補助金にかかる支出は全体の1割に満たない。市の予算の多くを使用している「ごきんじょぶよこすか」の運営状況についても焦点をあてた指標もあわせて設定すべきであるとする。

(意見)

インターネット求人情報サイト「ごきんじょぶよこすか」のアクセス数、実際の訪問数、掲載企業数、求人票件数等も成果指標に加えることが望ましい。成果指標の設定にあたっては「ごきんじょぶよこすか」の運営会社と協議し、目標達成状況等をモニタリングしていくことでPDCA サイクルを回していくことが重要とする。

No10 中小企業等金融対策事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No11 産業交流プラザ管理運営事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見 14】 産業交流プラザの公費負担額と稼働率の向上

(現状)

第4章 外部監査の結果及び意見(総論)の意見3(P12)に記載のとおり産業交流プラザの使用料は「公の施設の使用料に関する基本方針(令和元年(2019年)7月)」に基づき算定されている。産業交流プラザは貸館施設であるため、利用者が、使用料算定における対象原価(対象原価の定義は意見3(P12)参照)の100%を負担すべき施設である。

しかしながら、当該基本方針に従い、産業交流プラザの使用料は、稼働率(利用率)75%で計算されているが、実際の稼働率は28.4%(令和4年度。会議室の数値である)に過ぎず、両者に大幅な乖離が認められる。

使用料算定に使用する稼働率が実際の稼働率より高すぎることにより、産業交流プラザは、対象原価の100%を利用者が負担することが前提の施設とされながら、結果として、多額の公費負担が発生してしまっている。

なお、当該基本方針では、個々の施設ごとの稼働率ではなく、一律の稼働率を採用することで、個々の施設単位でみるのではなく、横須賀市全体として対象原価の100%を利用者に負担して頂く考え方を採用している(詳細は意見3(P14)参照)。しかしながら、意見3(P19-20)に記載のとおり、他の貸館施設の実際の稼働率も75%を大きく下回る状況であると考えられるため、横須賀市全体としても多額の公費負担が発生している状況と推察される。

(課題)

産業交流プラザは、対象原価の100%を利用者が負担することが前提の施設とされながら、結果として、多額の公費負担が発生してしまっていることが課題である。

公費負担を少しでも減らすためには、公共施設の所管課としては、まず稼働率の向上に取り組むべきと考えられる。

(意見)

現状の稼働率は、「公の施設の使用料に関する基本方針（令和元年（2019年）7月）」に掲げられている一律の稼働率である75%の半分以下であるため、稼働率向上を目指すべきではないかと考える。

当該施設は、京浜急行「汐入」駅から徒歩1分という恵まれた場所に立地しており、テレワークスペースもあるなど魅力的な施設であるが、公共施設の存在が市民に十分に知れ渡っていない可能性もあるのではないかと考えている。

改めて、公共施設の認知度向上（公共施設のPRなど）、利用実績が著しく少ない夜間の時間帯などは施設を閉めるなど、稼働率向上のための施策を検討されてはどうかと考える。

II 企業誘致・工業振興課

No12 企業等立地促進事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No13 横須賀リサーチパーク推進事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No14 工業振興対策事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No15 久里浜工業団地地盤沈下対策事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

Ⅲ 創業・新産業支援課

No16 スタートアップ推進事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見15】開業数・開業率に着眼した成果指標の設定とPDCAサイクルの実行

(現状)

「指標、実績」に記載のとおり、当事業の効果測定は、セミナー・オーディションへの参加人数又は応募事業者数により実施している。

(課題)

所管課は、横須賀市の開業率が近隣他都市よりも低い点を課題として認識しており、開業率について目標値を設定する必要があるのではないかと考える。

(意見)

開業数・開業率は横須賀市では直接コントロールできないため、横須賀市にとって管理可能な定量的指標として「参加人数や応募事業者」を成果指標に設定している点には合理性があると監査人も考える。

一方で、当事業の目的は、横須賀市内で「創業しやすい」環境を整備する事を通じて横須賀市の経済活性化を図ることにあり、開業数・開業率はいわゆる「アウトカム指標」に該当すると考えられる。

セミナー・イベントの「参加人数や応募事業者数」の目標を達成した場合であっても、開業数・開業率は改善しない事態も想定され、そのような場合には事業の企画・運営手段を見直す必要がある。すなわち、事業の有効性の評価及び見直しを効果的に実施するためには、現状の成果指標に加え、開業数や開業率に着目した成果指標の設定を検討する必要があると考える。

開業数又は開業率を成果指標として設ける場合には、神奈川県及び神奈川県内の他都市の統計資料を参考に現実的かつストレッチした目標を設定することが望ましい。

なお、仮に、国の統計である「経済センサス」を利用する場合、「経済センサス」は5年に一度しか公表されない統計であるため、毎年のPDCAサイクルの実行には使えないことが課題である。この点、例えば、次回調査時点における目標値を設定し、5年に

1回、事業の効果を測定し、目標未達の場合には、改善策を検討し実行する等の中長期的スパンでの運用が考えられる。

図表 5-3-16-6 開業率（2020年時点）

横須賀市	横浜市	川崎市	相模原市	藤沢市
5.7%	8.4%	8.0%	6.1%	7.7%
神奈川県				
7.3%				
全国				
5.8%				

出典：2020年経済センサス

No17 新産業集積推進事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見16】 他課や他事業との連携による効果的かつ効率的な企業集客の実現 (現状)

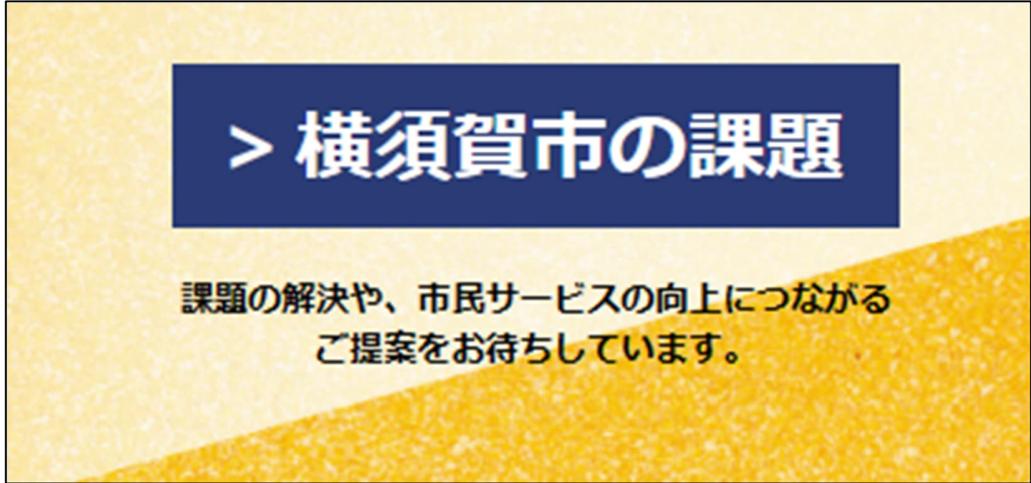
横須賀市が、新しい産業として当事業の開始時に注目したドローンについては、期待したよりも産業集積に繋がらず、令和4年度(2022年度)のドローンフィールドの神奈川県への用地返上をもって、事業としてはいったん終了している。

横須賀市は、ドローンの経験などを踏まえ、新産業創出のアプローチとして、有望そうな技術・産業を横須賀市が選び推進するアプローチから、横須賀市の地域課題の解決方法について技術を持つ民間企業からアイデアを募り、実現し、その結果として横須賀市の新産業創出に繋げていこうとするアプローチに変更してきている。

この点、横須賀市の新産業創出を支援するために、まず横須賀市の地域課題を認識し、その課題に取り組む意欲を持つ企業を選定する必要がある、そのような企業を集める入口戦略が重要である。そこで、横須賀市は令和5年(2023年)7月に、横須賀市民官連携推進WEBサイト(OPEN GATE YOKOSUKA)に新規ページを立ち上げ企業集客活動を展開している。[\(https://www.yokosuka-minkan-renkei.jp/\)](https://www.yokosuka-minkan-renkei.jp/)

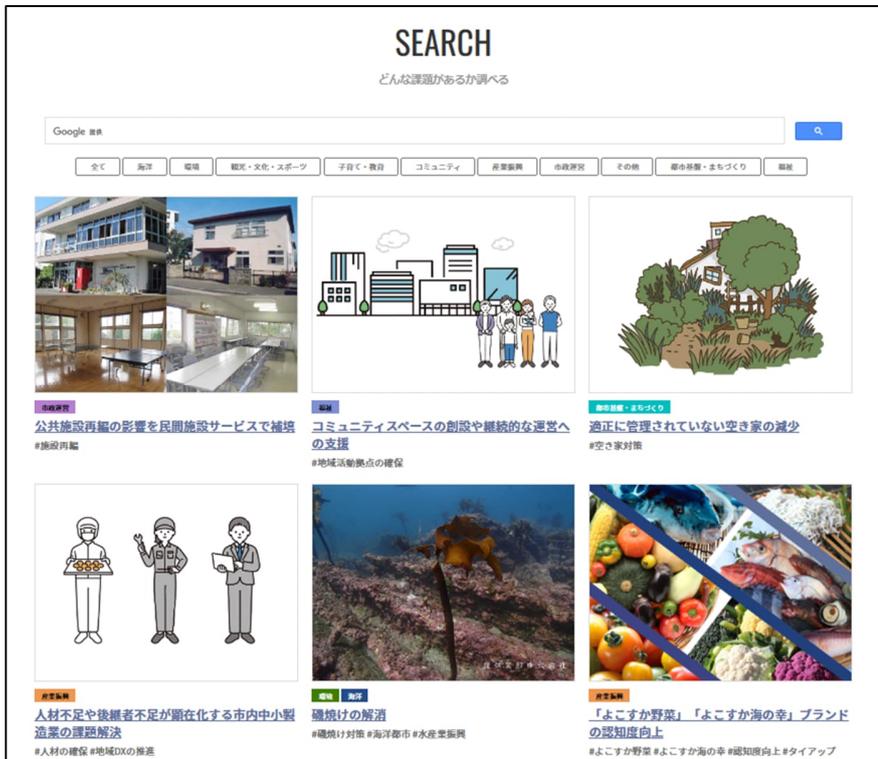
新規ページには「横須賀市の課題」が視覚的に明示され、応募企業はこれらの課題を閲覧した後に応募する可能性が高いことから、横須賀市の集客ニーズとのミスマッチを防ぐように工夫されている。

図表 5-3-17-5 「横須賀市の課題」の入り口のスクリーンショット



出典：横須賀市民官連携推進 WEB サイト

図表 5-3-17-6 横須賀市の課題の一覧画面のスクリーンショット



出典：横須賀市民官連携推進 WEB サイト

(課題)

横須賀市の地域課題解決に意欲を持つ協力的な企業を増やすために、上述したウェブサイト構築の他にも効果的かつ効率的な集客方法を検討し、実行していくことが望まれる。

この点、横須賀市の地域課題の解決は、普遍的なテーマであり、他課や他事業と連携することで、効果的かつ効率的な企業集客の実現が可能であると考えます。

(意見)

例えば、No. 16 のスタートアップ推進事業と連携し、スタートアップオーディションを通じて、横須賀市の地域課題解決をテーマにした企業を募集し、入賞者に対してスタートアップ推進事業からは奨励金、新産業集積推進事業からは産学官連携の促進をサポートするためのコーディネーター支援を提供する等、他課や他事業との連携を強化し、効率的な企業集客を実現することが望まれる。

なお、スタートアップオーディションや新サービス実用化支援補助金など、新産業創出に類似した取り組みが行われている。従って、市役所内で横連携を強化しつつも、異なる課や事業間の役割分担や取り組み内容を整理し、支援内容が重複しないように留意する必要がある。

【意見 17】 新産業集積推進事業に寄与する外部ネットワークの拡大

(現状)

新産業集積推進事業のコーディネート業務は、下記のような地域課題や企業のビジネス理解を含む幅広い知見が必要とされる。

- イ 地域社会の特性、経済状況、文化、人口動態などの情報を収集し、分析する能力
- ロ 新技術、トレンド、市場の動向などの把握
- ハ 企業のビジネスモデルや戦略を理解し、その企業が地域課題にどのように貢献できるかを見極める能力
- ニ ステークホルダー、プロジェクト、リソースを調整するプロジェクトマネジメントスキル
- ホ 関連する法令・規制に関する知識
- ヘ ビジネスリーダーや地域社会との良好な関係構築能力

(課題)

新産業集積推進事業は、現在3名のメンバーで運営を行っている。上述のとおり、当事業のコーディネート業務には広範な知識と経験が必要であるため、アイデアを発展させ、適切な座組を構築するために、新たな外部ネットワークを構築し、当事業への関与者を増やす機会を創出することが望ましい。

(意見)

当事業では、市内の金融機関、商工会議所、産業振興財団等と連携してコーディネート業務を行っており、一定程度のネットワークの構築と活用は実行済である。

ただし、監査人が調査したところ、神奈川県地域の企業及び大学のコーディネートを担う「かながわ産学公連携推進協議会」等の団体が存在し、無償で外部ネットワークを拡大できる余地は残っていると考えられる。このような外部ネットワークの拡大に寄与する団体等への参画を検討する事により、横須賀市に新産業の創出をもたらす新たな一歩となることを期待したい。

IV 農水産業振興課

No18 農畜産業振興補助事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見18】環境保全型農業推進事業補助金の有効性の評価

(現状)

環境保全型農業推進事業補助金は、土壌の質を向上させる目的で、緑肥栽培（※1）に関する種代や耕作費用の一部を補助金として給付している。緑肥の利用を通じて、土壌の改善を促進し、横須賀市内の農家における環境保全型農業の認知度向上を目指している。

※1：イネ科やマメ科の植物そのものを肥料の一種として利用し、土壌への有機成分の供給及び透水性の改善や土壌病害を抑えるなど効果を持つ。

(課題)

本補助金は、平成4年（1992年）の事業開始から約30年間経過しているが、以下に記載のとおり、事業の有効性の評価が適切になされていないと考える。

すなわち、当補助金の目的は、「横須賀市内の環境保全型農業の推進」にあり、その農業手法として「緑肥栽培」を促進している状況にある。現在、成果指標として設定している緑肥実施面積は、横須賀市が補助金を支給した農家の緑肥実施面積のみを集計している。横須賀市を介さずに独自で緑肥栽培を行っている農家についても考慮すべきであり、効果測定としては、「横須賀市全体の緑肥実施面積の拡大状況」を確認する必要がある。

また、補助金により緑肥栽培の認知度が向上し、補助金が無くとも緑肥栽培が行われることが本来望ましい姿であることも踏まえると、横須賀市が補助金を支給した農家の緑肥実施面積ではなく、「横須賀市全体の緑肥実施面積の拡大状況」を確認する事が必要である。

(意見)

例えば5年に1回程度は詳細な調査を行い、横須賀市全体の緑肥実施面積の拡大状況を評価し、事業の有効性を評価することが必要と考える。

また、当事業は長期にわたって継続しているが、その間事業の有効性評価は行われていなかったと考えられるため、事業の効果が乏しいことが確認された場合には、事業内容の見直し等を検討する必要がある。

No19 よこすか野菜魅力発信事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No20 農業施設管理事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No21 一般事務費

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No22 漁業共済掛金補助金

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見 19】 漁業共済への加入促進及び維持継続を実現するための成果指標の設定 (現状)

漁業共済加入者負担額の一部補助は、漁業経営の安定を図るため漁業共済への加入促進及び維持継続を目的として給付している。当事業の事業開始年度は、昭和 62 年(1987 年)である。事業開始から 30 年以上経過しているが、これまで、漁業共済への加入促進及び維持継続という目的がどの程度達成されているか、効果測定を実施していない。

また、共済掛金額から国庫補助金額及び県補助金額を差し引いた額(加入者負担額)の 1/10 以内を補助金額としており、横須賀市の補助は共済掛金額に占める割合としては大きくない。所管課としても、当事業が漁業共済への加入促進にどの程度貢献しているのか測りかねている様子であった。

(課題)

漁業経営の安定は、水産物の安定供給などの観点で市民の生活にも直結する普遍的なテーマであるため、漁業経営の安定を図るための市が公金を投入する意義は現時点でも失われていないと監査人も考える。

しかしながら、長期間にわたって補助金の効果測定が行われていないため、効果が無い、あるいは乏しいにも関わらず、長期間にわたり事業を継続してしまっている可能性が否定できない。

漁業経営の安定という目的は前述のとおり普遍的なテーマであるため、当事業の効果が無い又は乏しいことが確かめられた場合は、当事業費の予算を、漁業経営の安定のための別の政策手段に充てることも検討すべきではないかと考える。

また、成果指標を設定していないため、PDCA サイクルの観点から、事業内容の適宜の見直しができない点も課題である。

(意見)

今後は、漁業共済への加入促進及び維持継続という目的が達成されているか、検証をしながら事業を運営することが期待される。事業の効果測定の方法として、類似事業を実施していない他団体の漁業共済の加入率との比較などが考えられる。

加えて、効果測定の結果に応じて、事業内容の見直し等を検討することも望まれる。

No23 漁業協同組合員貸付資金預託金

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No24 よこすか海の幸魅力発信事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【意見 20】 よこすかさかな祭りの補助金支給後の領収書入手 (現状)

よこすか海の幸魅力発信事業では、補助金を支給する際に見積書と請求書を入手することに加えて、領収書等を入手している。一方で、「よこすかさかな祭り」に対する補助金として、以下の費目・金額で支出がなされたが、見積書と請求書の入手に留まっており、領収書等を入手しておらず、他の水産関係の補助金と運用が異なっていた。なお、下表の金額は事業者の支出額であり、補助額は支出額の 1/2 となる。

ブース名	支出額	支出内容
地産地消グルメコーナー	763,840 円	会場設営費、ポスター・チラシ作成費、感染症対策費等
地魚試食会	96,360 円	会場設営費
魚のさばき方教室	148,940 円	会場設営費、感染症対策費
漁業振興協議会	74,250 円	会場設営費

(課題)

領収書は、補助金等交付規則で必ずしも提出が求められている書類ではないため、他の水産関係の補助金の領収書は、所管課の判断で提出を求めている書類と考えられる。

業務の効率性や補助対象団体の提出書類の不備を減らすという観点から、補助金を支給する際の提出書類を整理し、同じ水産関係の補助金の間では、運用を統一したほうが良いのではないかと考える。

(意見)

補助金を支給する際の提出書類を整理し、同じ水産関係の補助金の間で運用を統一することが望ましいと考える。

V 農業委員会事務局

No25 農業委員関係費

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No26 農業委員会運営事業

1. 事業の概要

<省略>

2. 指標、実績

<省略>

3. 予算、決算

<省略>

4. 監査の結果及び意見

【結果2】 農地台帳の一元化と適切な更新（農地法及び農地法施行規則への違反） (現状)

農地法第52条の2にて、農地台帳を適正に整備することが定められているが、この趣旨は、農地の管理を適正に行う上でデータ管理が重要であり、農地台帳などの精度が重要であるためと解される。この農地台帳について、適正に更新されているとは言えない状態が発見された。以下、これまでの経緯から説明する。

横須賀市農業委員会では平成26年度（2014年度）農地法改正による農地に関する情報のインターネット公開への対応が課題となっていた。令和2年度（2020年度）に横須賀市全庁システム（以下、全庁GISという。）の改修を予定していたため、改修に併せてインターネット公開への対応、並びにオプションとして農地台帳（パッケージソフト）の機能を全庁GISにカスタマイズし、農地台帳をパッケージソフトウェアから全庁GISに移行することを検討した。

しかし、システム開発会社、デジタル・ガバメント推進室（全庁GISの所管部署、検討時は情報政策課）、農業委員会での検討の結果、全庁GISの改修時に農地に関する情報のインターネット公開への対応のみ行い、農地台帳については全庁GISへの移行はせず、従来通り農業委員会にて管理する方針となった。

従来通りの管理を継続するためには、パッケージソフトウェアの更新が必要であるが、通常の新料に加えて、農業委員会で利用しているPCのOSのアップデートに伴うパッケージソフトウェアのバージョンアップ費用が掛かり、当該バージョンアップ費用が高額なため、農業委員会は、パッケージソフトウェアを利用せず表計算ソフトで対応する方針とし、パッケージソフトウェアの新料を令和2年度（2020年度）予算へ要求しなかった。

令和4年度（2022年度）の新システム（「農業委員会サポートシステム」というパッケージソフト）の導入に至るまでの2年間は、表計算ソフトを利用した管理を行っていた。しかしながら、表計算ソフトを利用した管理は、法令で定める全ての事項を更新することが困難で、農地法第52条の2に違反してしまった。

法令違反等を解消すべく、令和4年度（2022年度）に新システムを導入したが、新システムには平成29年度（2017年度）の情報を移行したため、現在は新システムと表計算ソフトでの二重管理となっている。

図表 5-5-26-5 農地台帳整備に関する法令改正及び市の対応の時系列

時期	法令改正及び市の対応
平成26年度 (2014年度)	農地法改正により農地に関する情報をインターネットの利用その他の方法にて公表することが義務付けられた（農地法第52条の3）
	市では、インターネットを利用した公開は困難なため、利用者からの窓口への申請による方法で対応した。
令和元年度 (2019年度)	全庁GISの改修にあわせ、農地に関する情報のインターネット公開への対応・農地台帳の全庁GISへの移行を検討した。
	検討の結果、農地台帳の全庁GISへの移行は実施せず、インターネット公開のみ対応する方針とした。
	農地台帳については、従来利用していたパッケージソフトを継続しなければならないが、パッケージソフトのバージョンアップ費用が高額なため、農業委員会は、表計算ソフトで対応し、パッケージソフトの更新料を予算計上しない方針とした。
令和2年度 (2020年度)	農地に関するインターネットでの公開を開始した。
	農地台帳の更新は表計算ソフトにて実施した。 →更新事項が不十分であり、農地法第52条の2に違反している。
令和4年度 (2022年度)	新システム（パッケージソフト）を導入したが、空白期間の情報更新が不十分な状況が続いている。

図表 5-5-26-6 執筆時点（令和5年（2023年）11月9日）での農地台帳の管理状況

利用システム	農地台帳に記載されている情報
新システム (農業委員会サポートシステム)	平成29年度（2017年度）時点の農地台帳（※） + 令和4年度（2022年度）以降の更新データ
表計算ソフト	令和元年度（2019年度）時点の農地台帳 + 令和2年度（2020年度）～令和3年度（2021年度）の更新データ

(※) 平成 30 年度 (2018 年度)、令和元年度 (2019 年度) はパッケージソフトウェアを利用した農地台帳にて適切に更新がなされていたが、結果 3 にて記載した農地台帳との固定資産課税台帳との照合が実施されていないため、農業委員会は、平成 29 年度 (2017 年度) 時点の農地台帳を新システムへ移行した。

(課題)

農地法第 52 条の 2 にて農地台帳を適正に整備することが定められているが、新システムへ移行出来ていない期間 (平成 30 年度 (2018 年度) から令和 3 年度 (2021 年度) の 4 年間) の更新情報件数は約 10,000 件であり、当該情報が新システムに反映されていない。新システムと表計算ソフトの 2 重管理となっており、農地台帳の一覧性が損なわれてしまっていることから、非効率であるだけでなく、農地台帳が適切に整備されているとは言えない状態であると考えられる。

また、農地法施行規則第 101 条では農地台帳に記録すべき事項が定められているが、横須賀市農業委員会で管理している表計算ソフトでは農地台帳に記録すべき事項が網羅的に記録されておらず、新システム導入後も解消していないため、本頁を執筆している令和 5 年 (2023 年) 11 月 9 日時点でも法令違反の状態が続いているものと考えられる。

【表計算ソフトで管理している農地台帳にて記載が漏れている事項】

- 農地が次に掲げる地域または区域内にある場合にあってはその旨
 - ① 農業振興地域の整備に関する法律第 6 条第 1 項の規定により指定された農業振興地域
 - ② 農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域
 - ③ 都市計画法第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域
 - ④ 市街化区域
 - ⑤ 都市計画法第 7 条第 1 項の規定により定められた市街化調整区域
 - ⑥ 生産緑地法第 3 条第 1 項の規定により定められた生産緑地地区
- 租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項本文または第 70 条の 6 第 1 項本文の規定の適用を受けているかどうかの別

(一部抜粋)

農地法 第 52 条の 2 農地台帳の作成
農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、前条の規定による農地に関する情報の整理の一環として、一筆の農地ごとに次に掲げる事項を記録した農地台帳を作成するものとする。

- 1 その農地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 2 その農地の所在、地番、地目及び面積
(以下省略)

農地法施行規則 第 101 条 農地台帳の記録事項

法第 52 条の 2 第 1 項第 4 号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 1 その農地の耕作者の氏名又は名称及びその者の整理番号
 - 2 その農地に使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあつては、当該権利が次のいずれに該当するかの別
- イ 法第 3 条第 1 項の許可を受けて設定または移転されたもの
 - ロ 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 7 項の規定による公告があつた農地利用集積等推進計画の定めによるところによつて設定又は移転されたもの
 - ハ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項の承認に係る特定農地貸付けによつて設定又は移転されたもの
- 二 イからハまでに掲げるもの以外のもの
(以下省略)

農地法 52 条の 3 農地台帳及び農地に関する地図の公表

農業委員会は、農地に関する情報の活用の促進を図るため、第 52 条の規定による農地に関する情報の提供の一環として、農地台帳に記録された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(以下省略)

(結果)

農地台帳は、令和 4 年度（2022 年度）に導入した新システムへ一元化すべきである。新システムで欠落している平成 30 年度（2018 年度）～令和 3 年度（2021 年度）の 4 年分の更新データについては、農地法施行規則第 101 条で求められる農地台帳の記載事項を全て満たすようにデータ修正を行った上（法令違反の状態を解消した上）で、表計算ソフトから新システムへ取り込む必要がある。

令和 5 年度（2023 年度）以降も、農地法及び農地法施行規則にて定められている事項を継続的に遵守するよう留意されたい。

【結果3】農地台帳と固定資産課税台帳等との照合（農地法施行規則への違反）

（現状）

横須賀市農業委員会では平成29年度（2017年度）まで、農地台帳の正確な記録を確保するため、年に1回委託業者を利用して農地台帳の記録情報と固定資産課税台帳（資産税課提供）及び住民基本台帳（窓口サービス課提供）との照合を行っていた。予算も農業委員会にて確保していた。

しかし、平成30年度（2018年度）より、個人情報の提供にあたるとして資産税課より照合に必要な固定資産課税台帳の項目の一部について提供がなされなかったことで、農地台帳の記録情報と固定資産課税台帳との照合を実施できなかった。なお、農地台帳の記録情報の照合には固定資産課税台帳と住民基本台帳の両者が必要なため、住民基本台帳との照合も実施できていない。2年間照合が実施できない状況が続いたため、令和2年度（2020年度）以降の予算にて、照合に関する費用の予算計上もやめてしまっている。

さらに、結果2にて記載しているとおり、令和2年度（2020年度）より農地台帳の表計算ソフトでの管理に伴い、農地台帳の記載事項が網羅されない状態になったことで、問題が複雑化してしまっている。

すなわち、執筆時点（2023年9月）時点で、最後に照合作業が行われたのは平成29年度（2017年度）年度であり、平成30年度（2018年度）以降は照合作業が行われていない。

（課題）

農地法施行規則102条では農地台帳の正確な記録を確保するために農地台帳と固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合を毎年1回以上行うように定めているが、現在横須賀市農業委員会では、平成29年度（2017年度）を最後に、農地台帳の照合が行われておらず、農地台帳の記録の正確性が確保できていない。従って、農地法施行規則第102条に違反している状態と考えられる。

（一部抜粋）

農地法施行規則 102条 農地台帳の正確な記録を確保するための措置

農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年一回以上、農地台帳について、固定資産課税台帳（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第9号に掲げる固定資産課税台帳をいう。）及び住民基本台帳との照合を行うものとする。ただし、固定資産課税台帳との照合は、同法第22条の規定に違反しない範囲で行うものとする。

（以下省略）

（結果）

固定資産課税台帳は個人情報に該当するため、慎重に取り扱わなければならない、資産税課の判断も十分理解できる。一方、農地台帳の記録情報と固定資産課税台帳の照合は農地台帳の正確性を確保するための重要な作業であり、法令にて実施が求められている作業でもある。

その後、令和5年度（2023年度）に、「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定（令和5年（2023年）4月施行）も後押しとなり、固定資産課税台帳の必要性について理解を得られ、固定資産課税台帳の提供がなされた。今後も固定資産課税台帳の提供がなされるように固定資産課税台帳の必要性を説明するとともに、個人情報の取扱いには十分注意されたい。

特に、農地台帳と固定資産課税台帳等との突合作業は、所管課によると外部委託する方針と伺っているが、外部委託の際には、委託先における個人情報の管理体制等に横須賀市としても引き続き留意すべきである。

なお、結果2で記載のとおり、農地台帳の一覧性が損なわれ、また記載事項に一部欠けているものがある状態では、農地台帳と固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合作業はうまくいかないと考えられる。そのため、まず、農地台帳の一元化等を適切に行った上で、照合作業を行い、法令違反の状態を解消すべきである。

【意見 21】 農地の違反転用に関する報告書の取扱いについて

(現状)

横須賀市農業委員会では、近隣住民からの通報、相談などによって農地の違反転用が発覚した際には、各事案の調査及び実態に応じて是正指導を行っている。

農地の違反転用には一時的な農地の私的利用など容易に解消可能な事案から、農地への構築物の建設といった是正まで時間を要する事案がある。

横須賀市農業委員会では、原則として通報、相談事項及び対応事項を報告書に記載し保管しているが、軽微な違反については報告書の作成、保管を行っていない場合があった。

(課題)

軽微な違反は比較的短期間で解決する傾向にあるが、違反者に是正をするための資金が不足している場合には長期化する場合がある。また、農地の転用に関する農地利用者からの相談によって違反転用が発覚した際には、農地利用者は転用を目的としているため積極的に是正へ応じるが、担当職員の異動等に伴う引継ぎが十分になされなかったことで問題が長期化することがある。

そのような場合に報告書への記載がないと各事案の状況について担当者以外が把握しておらず、問題への対応が遅れたり属人化してしまう恐れがある。

(意見)

報告書の作成、保管の可否については担当者が個別に判断するのではなく、明確な基準を設けるべきである。さらに、軽微な違反であっても想定外の事象により問題が長期化するケースがある以上、報告書の作成、保管をしない場合においても、定例会議での口頭報告などを行い、上長や他の担当者へ共有し属人化しない体制を構築することが望ましい。

属人化しない体制の構築が困難な場合には、各事案の重要度に関わらず一律で報告書の作成、保管を行うことも検討されたい。

また、異動等や担当者の変更によって引継ぎが必要となる場合には、違反の程度や報告書の作成、保管の有無に関わらず、十分な時間を確保することが望ましい。

【意見 22】農地の違反転用への対応について

(現状)

横須賀市農業委員会では、近隣住民からの通報、相談などによって農地の違反転用が発覚した際には、各事案の調査及び実態に応じて是正指導を行っている。

農地の違反転用に対して、現地に赴き農業委員会運営事務局から口頭で注意や文書での勧告を行うことで是正を図っているが、改善に至らないことがある。所管課によると、違反転用の発覚件数は年間 10 件程度とのことである。

農業委員会の通常の役割は違反転用、事案の調査及び都道府県知事への報告、是正指導までであるが、横須賀市では平成 19 年度（2007 年度）より権限移譲なされ、委譲される業務の一部に「違反転用に対する処分（農地法第 51 条）」が含まれているため、勧告に従わない場合には許可の取消しや原状回復命令等の処分又は命令する措置の内容を決定、実行、緊急性が求められる場合には行政代執行を行うことが求められている。

しかし、現在は予算の都合上、弁護士等への依頼が難しく勧告までにとどまっており、違反転用の解消が十分でなく、横須賀市によると勧告以上の対応ができないことにより農地の違反転用が解消されないケースもあるとのことである。なお、横須賀市では、人命が危険に晒される等の行政代執行が求められる違反転用は現在発生していない。

(一部抜粋)

農地法 51 条 違反転用に対する処分

都道府県知事等は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「違反転用者等」という。）に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四条若しくは第五条の規定によってした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置（以下この条において「原状回復等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

(以下省略)

(課題)

悪質な違反転用に関し、市の予算の都合で「勧告」より厳しい処分ができない場合、悪質な違反転用が増加することが懸念される。

また、悪質な違反転用を予算の都合であっても放置することは、適切に農地を管理しているその他多くの農家等に対して不公平な状況を容認する、又は容認していると受け止められてしまいかねないことも課題である。

(意見)

予算には限りがあるため、全ての事案について弁護士等を利用した対応は困難であることは理解できる。一方、勧告以上の対応ができず農地の違反転用が解消されないケースは横須賀市でもあるとのことである。上記の（課題）に記載したような事態を避ける

ためにも、事案の悪質性等によっては、横須賀市の責任として、勧告以上の厳しい処分をするための必要な予算を確保すべきであるとする。